

東神楽町次世代育成支援対策地域行動計画



平成 1 7 年 3 月

東 神 楽 町

目 次

- . 次世代育成支援対策地域行動計画の策定にあたって
 - ・ 次世代育成支援対策地域行動計画策定の背景と目的
 - ・ 次世代育成支援対策地域行動計画の期間

- . 現状の分析と将来推計
 - ・ 人口の推移
 - ・ 出生数の推移
 - ・ 子育て支援サービスの現状

- . ニーズ調査結果
 - ・ 調査目的
 - ・ 調査概要
 - ・ 調査結果の集計

- . 課題の抽出
 - ・ ニーズ調査結果からの課題

- . 基本メッセージ
 - ・ 東神楽町次世代育成支援行動計画の基本メッセージ
 - ・ 行動計画の基本的な視点

- . 基本目標
- . 事業目標

- . その他資料

．次世代育成支援対策地域行動計画の策定にあたって

1．次世代育成支援対策地域行動計画策定の背景と目的

全国的に少子化が進行してきているおり、大きな社会問題として様々な取り組みが行われてきましたが、依然その進行は止まっておりません。このまま少子化が進行すれば、高齢化の助長や将来的な人口減が引き起こされ、多くの社会問題に影響していくことが懸念されています。少子化の主な要因としては、晩婚化・未婚化に加え、仕事と子育ての両立に対する負担感などが考えられています。

この急速な少子化の進行という現状を踏まえ、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業が、今後10年間に集中的・計画的な取り組みを促進することとなりました。

本町においても、既存計画との整合性も図りながら、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備・充実を図るため「東神楽町次世代育成支援対策地域行動計画」を策定しました。

2．次世代育成支援対策地域行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

東神楽町では、平成16年度までに平成17年度から平成21年度までの前期計画の策定を行い、5年経過後の平成21年度までに前期計画に必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定を行います。

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	前期計画										
						後期計画					

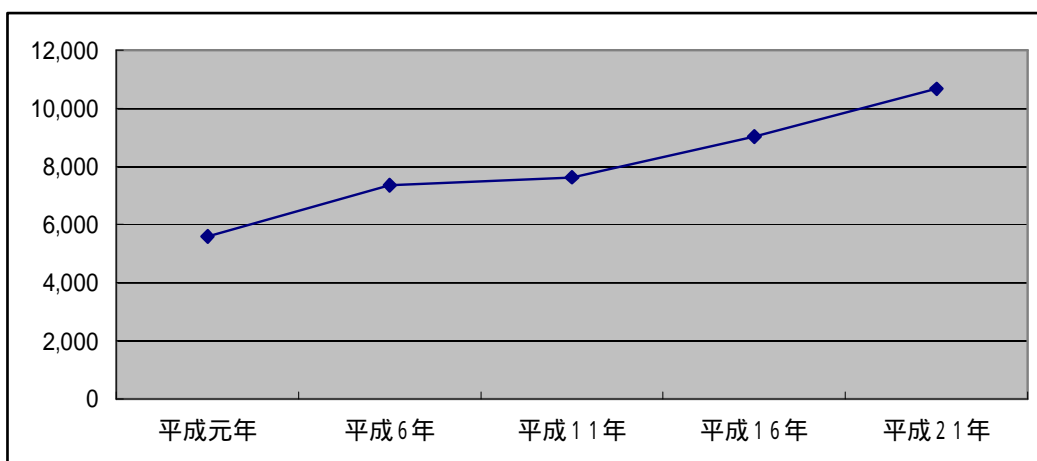
．現状の分析と将来推計

1．人口の推移

本町の人口は、平成16年4月1日現在では9,036人となり、昭和55年の国勢調査以降一貫して増加を続けています。これは、市街地周辺地区及び、ひじり野地区での住宅地開発による定住政策の推進などの社会的要因によるものです。

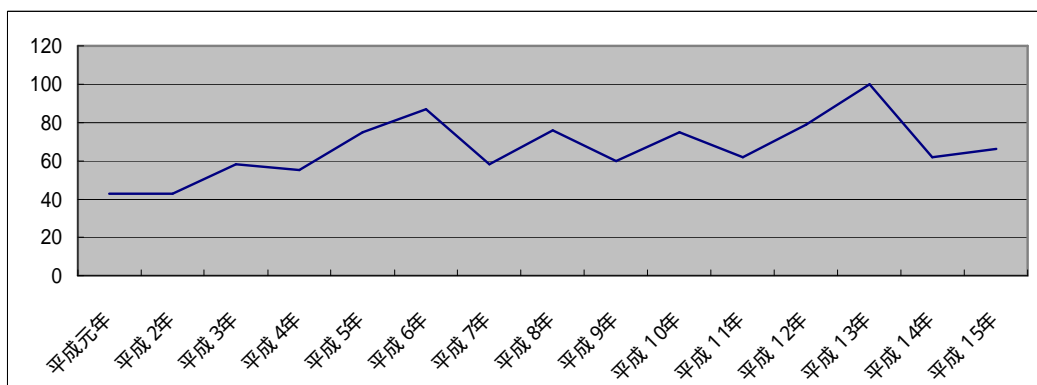
これらの数値や要因に基づいたコーホート法による推計では、地域行動計画の前期計画最終年次となる平成21年には町の人口は1万人を超えるものと予測しています。

また、人口の年代別構成については、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳から64歳）の割合がともに減少し、これに対して高齢人口（65歳以上）の割合が増加することが予想されています。



2．出生数の推移

出生数は、人口の増加に伴い、ゆるやかではありますが増加傾向で、平成5年以降は60～100人の間で推移しています。



3. 子育て支援サービスの現状

平成16年度における保育所は認可保育所が2ヶ所（中央保育園・東聖保育園）、へき地保育所が1ヶ所（忠栄保育園）設置されており、平成16年4月1日現在、194名の児童が入所しています。

また、平成13年度から子育て家庭の援助体制の充実を図るため、子育て支援センターを中央保育園内に開設し、子育てに関する不安や悩みの相談や子育てに対する支援などを行っております。

平成16年度の子育てに関する各種事業は右のとおり実施予定となっております。

平成16年度に実施した子育てに関する各種事業・保育サービス

NO	保育事業・サービス名	時期	場所	実施機関	内容
	子育て支援センター	随時 9:00～17:00	子育て支援センター	子育て支援センター	子育ての不安を抱えて一人で悩んでいる母親や、隣近所との付き合いが少なく相談相手がないことなどによる育児に対する不安の解消をはかるための支援を行う
	育児相談	随時 9:00～17:00	子育て支援センター	子育て支援センター	電話や面談による育児相談を行い、子育ての不安や悩みが解消するよう支援を行う
	すくすく教室	年12回 10:00～12:00	中央保育園 ふれあい交流館	子育て支援センター	言葉や情緒面でも発達が目覚しい時期の子育ての悩みや不安を話し合う親同士の交流や親子の遊び、保健相談などを通じて育児の仲間作りを行う
	すくすく広場の開放	月1回 10:00～12:00	交流プラザつつじ館 ふれあい交流館	子育て支援センター	親子のふれあいの場、友だちづくりの場としての広場を提供する
	育児サークル支援		子育て支援センター	子育て支援センター	自主サークルや親子教室などへの育児講和や遊びの援助を行う
	子育て教育相談	月1回 10:00～12:00	交流プラザつつじ館 ふれあい交流館	子育て支援センター 教育委員会	子育て・教育相談窓口を月1回開設し、子育てや教育に関する不安・悩みの相談にあたる
	東神楽幼稚園の開放	夏季・冬期休暇中 各3～4日	東神楽幼稚園	東神楽幼稚園	幼稚園在籍の有無にかかわらず、親子で一緒に遊んだり、話し合ったりして、楽しく交流する場所を提供する
	東聖こばと幼稚園の開放	月1回:土曜日 9:00～11:30	東聖こばと幼稚園	東聖こばと幼稚園	幼稚園在籍の有無にかかわらず、親子で一緒に遊んだり、話し合ったりして、楽しく交流する場所を提供する
	子育て相談	月1回 9:00～12:00	改善センター ふれあい交流館	住民福祉課 健康推進係	健康推進係による育児相談、妊婦相談、身長・体重測定、栄養相談、歯科相談などを行う
	一時保育	随時 8:30～17:00	東聖保育園 中央保育園	東聖保育園 中央保育園	入院・災害・出産・冠婚葬祭・保育リフレッシュ等で一時的に保育が必要となった時に保育をするサービス
	おひさま教室	週5日 9:30～11:30	文化センター	母子通園センター	子どもの成長過程で、ことばや運動面の発達に不安を感じたとき、親子で通いながら、気軽に相談や指導が受けられる場所として開設。東神楽と東川の2町で運営し、子どもに応じたプログラムで、指導員が対応にあたる
	学童保育	週6日 放課後～18:00	東神楽小学校 ふれあい交流館	住民福祉課 福祉係	放課後帰宅しても、保護者の就労などにより長期にわたって適切な指導・援助が受けられない児童(小学1～3年生)を対象に、児童の健全なる育成を図るために行っている保育＝児童クラブ

．ニーズ調査結果

1．調査目的

東神楽町の住民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握し、次世代育成支援に係る地域行動計画策定に向けた基礎資料を作成するため。

2．調査概要

現在子育て中の地域住民のニーズを把握して、より充実した保育サービスの提供を目指す基礎データとするもの。今回の調査結果から今後のニーズ予想をを行い、それに必要な保育サービスの提供を検討する。

本調査では、就学前児童と小学校児童調査を実施した。

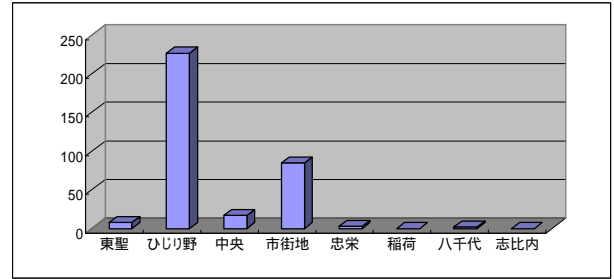
	就学前児童	小学校児童
調査対象	就学前児童を持つ保護者	小学校児童を持つ保護者
調査対象世帯数	414世帯	524世帯
調査対象児童数	616人	694人
調査方法	・町内各幼稚園、保育園にて配布・回収 ・その他については調査表を郵送	・町内各小学校にて配布・回収
返送調査票（世帯数）	251世帯	334世帯
返送調査票（児童数）	350人	428人
回収率（世帯数で算出）	61%	64%
全体回収率	62%	

3．調査結果の集計

次世代育成に係るニーズ調査(就学前児童)

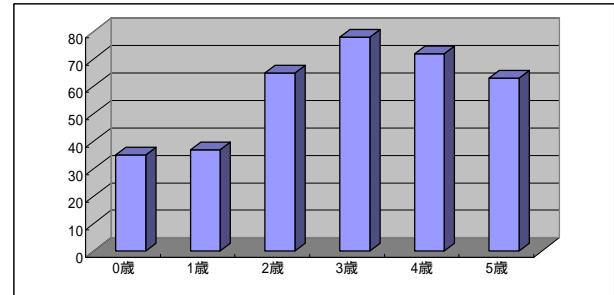
A-1 あなたが住んでいる地区はどこですか？

	回答数	構成比
(1) 東聖	8	2.3%
(2) ひじり野	227	64.9%
(3) 中央	17	4.9%
(4) 市街地	85	24.3%
(5) 忠栄	3	0.9%
(6) 稲荷	0	0.0%
(7) 八千代	2	0.6%
(8) 志比内	0	0.0%
無回答	8	2.3%
計	350	100.0%



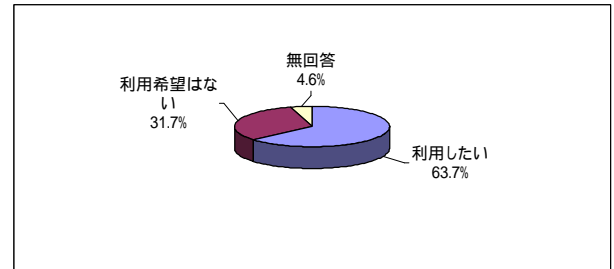
B-1 お子さんの年齢はおいくつですか？

	回答数	構成比
(1) 0歳	35	10.0%
(2) 1歳	37	10.6%
(3) 2歳	65	18.6%
(4) 3歳	78	22.3%
(5) 4歳	72	20.6%
(6) 5歳	63	18.0%
無回答	0	0.0%
計	350	100.0%



B-2 お子さんは下から何番目のお子さんですか？

	回答数	構成比
(1) 下から1番目	251	71.7%
(2) 下から2番目	96	27.4%
(3) 下から3番目	3	0.9%
(4) 下から4番目	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	350	100.0%

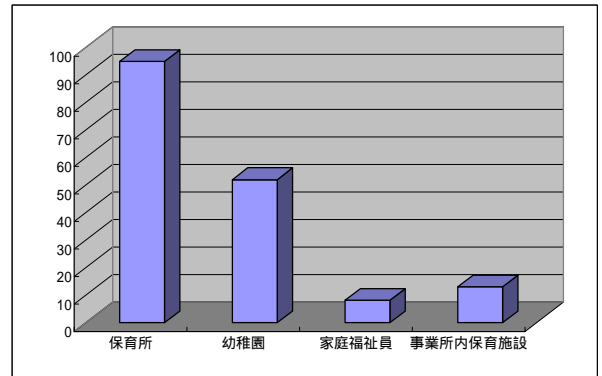


C-1 保育サービスなどを利用したいですか？

	回答数	構成比
(1) 利用したい	223	63.7%
(2) 利用希望はない	111	31.7%
無回答	16	4.6%
計	350	100.0%

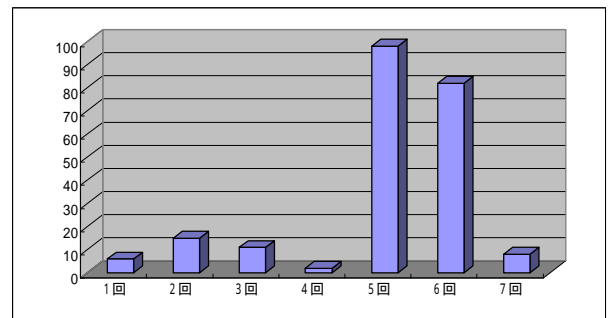
C-2 C-1で利用したいと答えた方、どのようなサービスを利用したいですか？

	回答数	構成比
(1) 保育所	95	42.6%
(2) 幼稚園	52	23.3%
(3) 家庭福祉員	8	3.6%
(4) 事業所内保育施設	13	5.8%
(5) その他認可外保育施設	2	0.9%
(6) ベビーシッター	1	0.4%
(7) ファミリーサポートセンター	4	1.8%
無回答	48	21.5%
計	223	100.0%

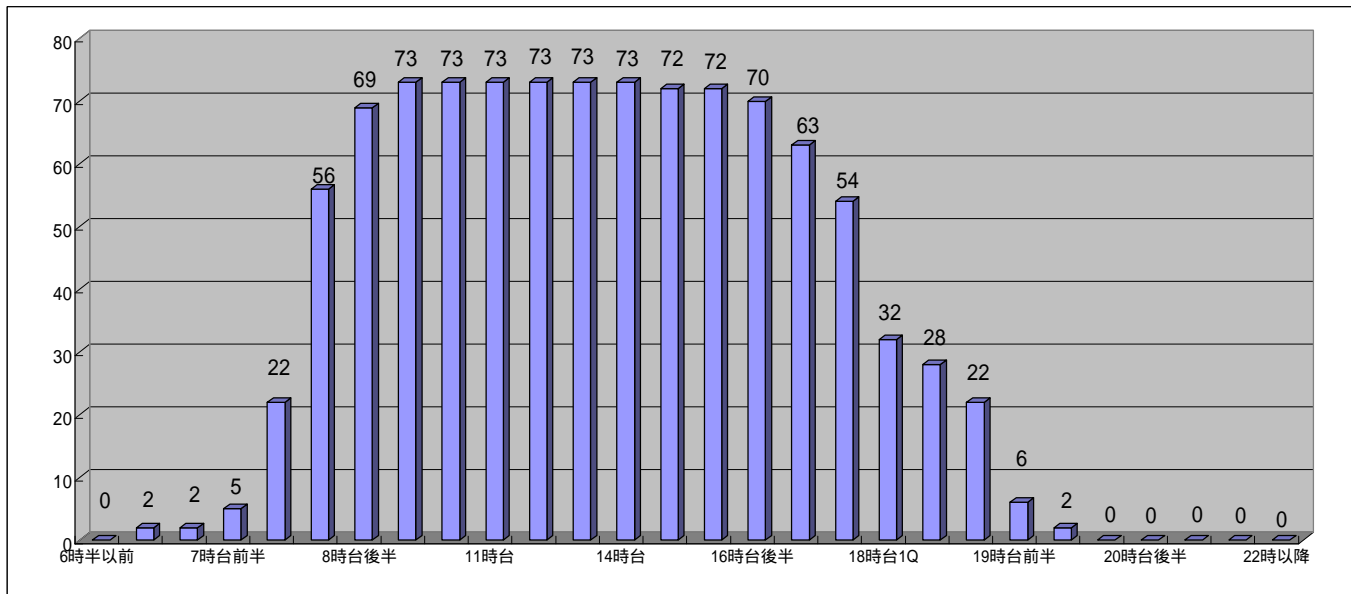


C-3 そのサービスを週何回くらい利用したいですか？

	回答数	構成比
(1) 1回	6	2.7%
(2) 2回	15	6.7%
(3) 3回	11	4.9%
(4) 4回	2	0.9%
(5) 5回	98	43.9%
(6) 6回	82	36.8%
(7) 7回	8	3.6%
無回答	1	0.4%
計	223	100.0%

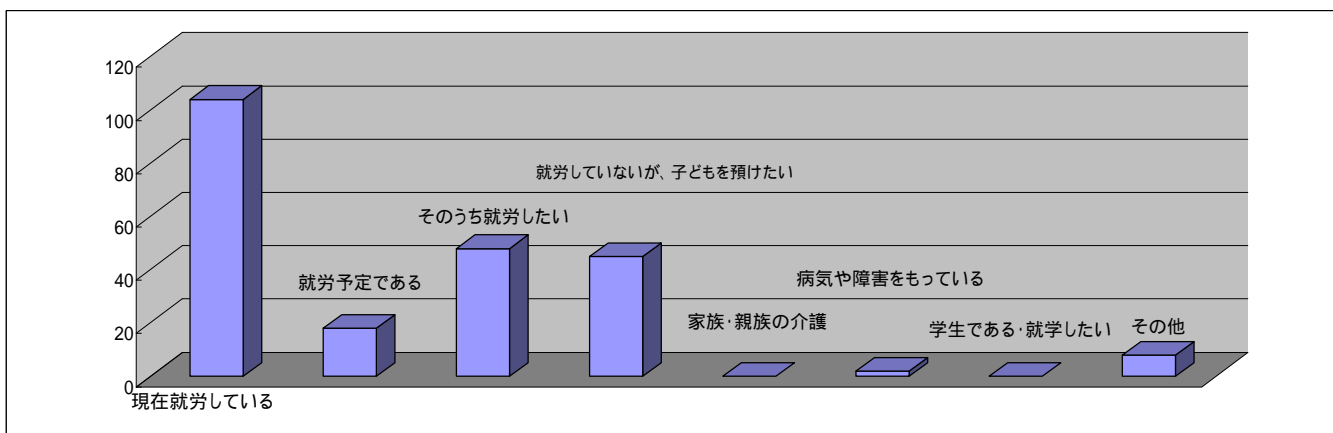


C-4 その利用時間帯の希望は？



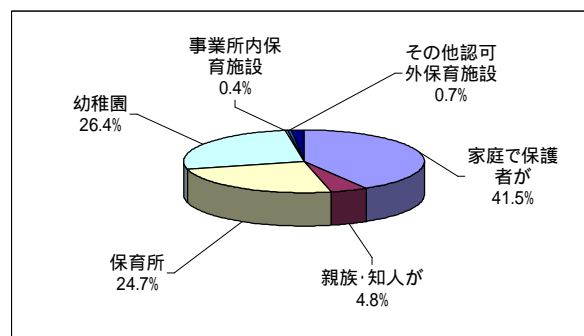
D-1 保育サービスなどを利用したい理由は何ですか？

理由	回答数	構成比
(1) 現在就労している	104	29.7%
(2) 就労予定である	18	5.1%
(3) そのうち就労したい	48	13.7%
(4) 就労していないが、子どもを預けたい	45	12.9%
(5) 家族・親族の介護	0	0.0%
(6) 病気や障害をもっている	2	0.6%
(7) 学生である・就学したい	0	0.0%
(8) その他	8	2.3%
無回答	125	35.7%
計	350	100.0%



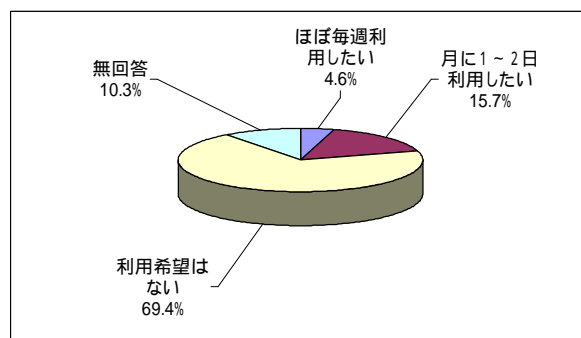
E-1 現在、おさんはどこで誰がみていますか？(2つまで)

理由	回答数	構成比
(1) 家庭で保護者が	190	41.5%
(2) 親族・知人が	22	4.8%
(3) 保育所	113	24.7%
(4) 幼稚園	121	26.4%
(5) 家庭福祉員	0	0.0%
(6) 事業所内保育施設	2	0.4%
(7) その他認可外保育施設	3	0.7%
(8) ベビーシッター・家政婦	0	0.0%
無回答	7	1.5%
計	458	100.0%

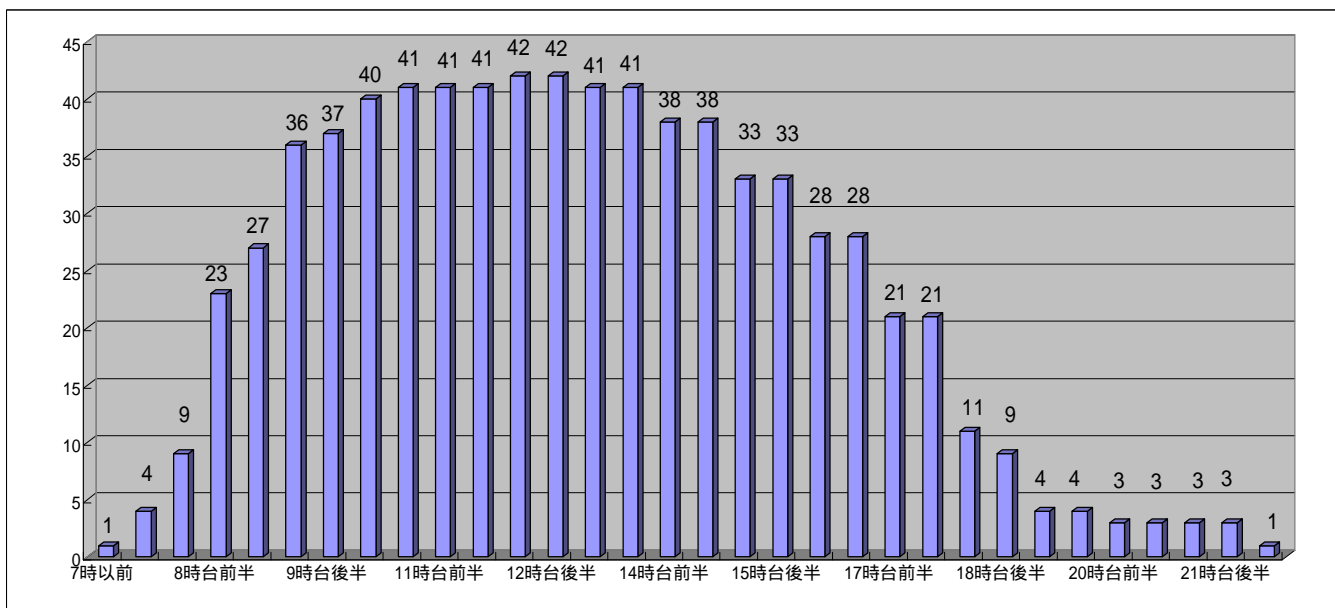


F-1 日曜日・祝日に保育サービスを利用したいですか？

	回答数	構成比
(1) ほぼ毎週利用したい	16	4.6%
(2) 月に1～2日利用したい	55	15.7%
(3) 利用希望はない	243	69.4%
無回答	36	10.3%
計	350	100.0%

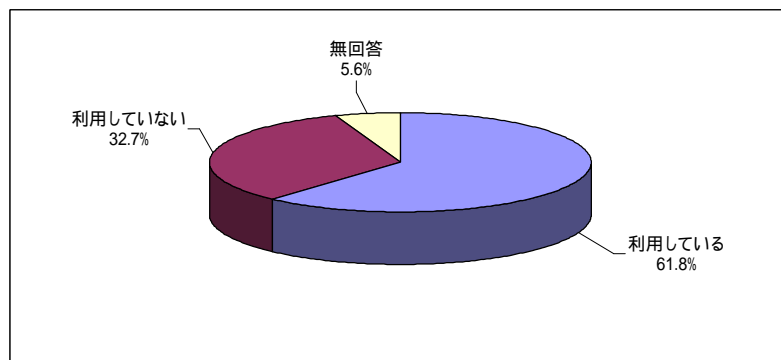


F-2 その利用時間帯の希望は？



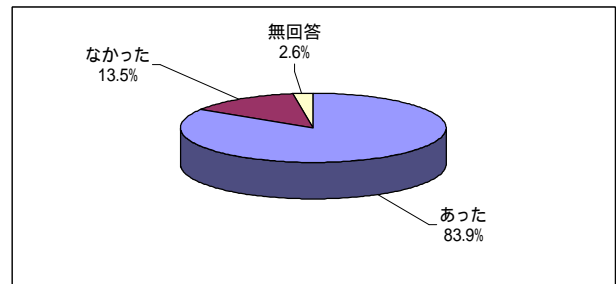
G-1 あなたのお子さんは保育所、幼稚園、認可外保育施設を利用していますか？

	回答数	構成比
(1) 利用している	155	61.8%
(2) 利用していない	82	32.7%
無回答	14	5.6%
計	251	100.0%



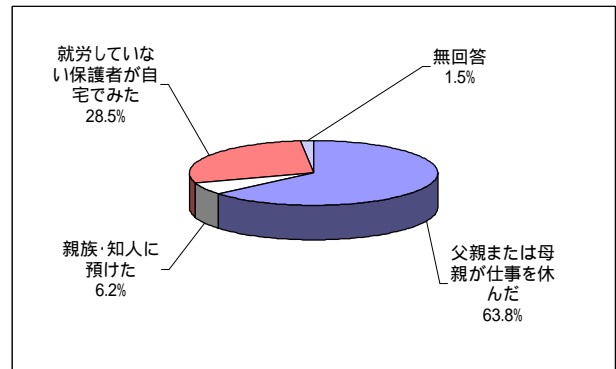
G-2 G-1で利用していると回答した方、この1年間でお子さんが病気で保育施設を休まなければならなかったことはありましたか？

	回答数	構成比
(1) あった	130	83.9%
(2) なかった	21	13.5%
無回答	4	2.6%
計	155	100.0%



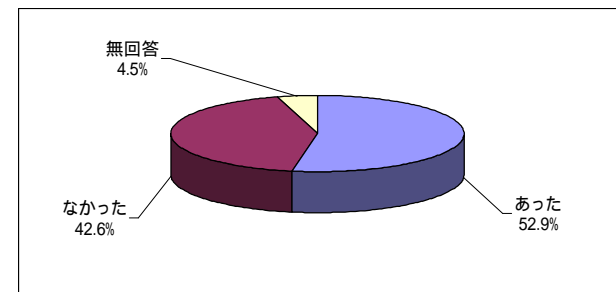
G-3 G-2であったと回答した方、その対処方法は？(2つまで)

	回答数	構成比
(1) 父親または母親が仕事を休んだ	83	63.8%
(2) 親族・知人に預けた	8	6.2%
(3) 保育サービスを利用した	0	0.0%
(4) 仕方なく子連れで仕事をした	0	0.0%
(5) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0	0.0%
(6) 就労していない保護者が自宅のみ	37	28.5%
(7) その他	0	0.0%
無回答	2	1.5%
計	130	100.0%



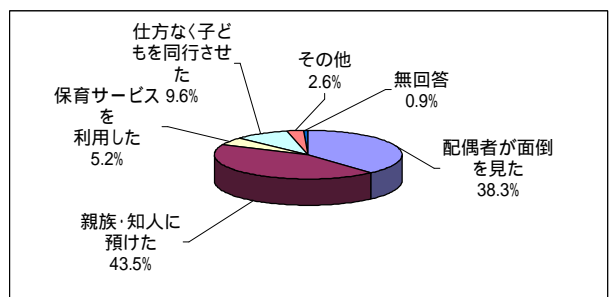
H-1 この1年間に平日/土日に関係なく、緊急の用事でお子さんの面倒を見られなくなったことがありましたか？

	回答数	構成比
(1) あった	82	52.9%
(2) なかった	66	42.6%
無回答	7	4.5%
計	155	100.0%



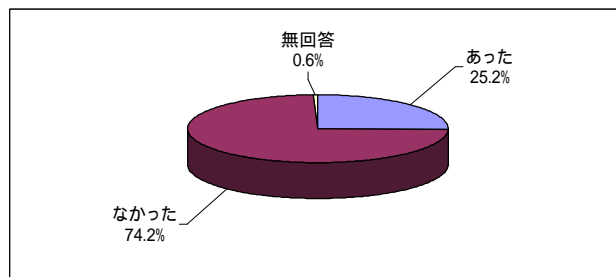
H-2 H-1であったと回答した方、その対処方法は？(2つまで)

	回答数	構成比
(1) 配偶者が面倒を見た	44	38.3%
(2) 親族・知人に預けた	50	43.5%
(3) 保育サービスを利用した	6	5.2%
(4) 仕方なく子どもを同行させた	11	9.6%
(5) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0	0.0%
(6) その他	3	2.6%
無回答	1	0.9%
計	115	100.0%



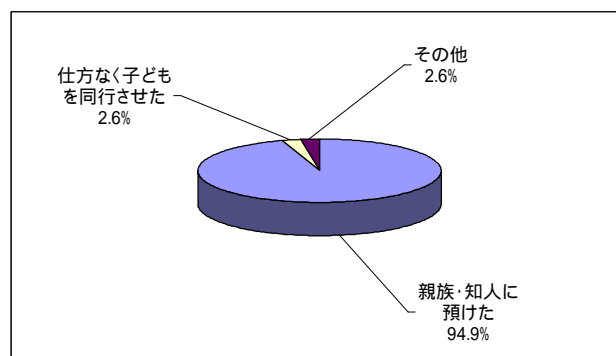
I-1 この1年間に、保護者の用事でお子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならなかったことがありましたか？

	回答数	構成比
(1) あった	39	25.2%
(2) なかった	115	74.2%
無回答	1	0.6%
計	155	100.0%



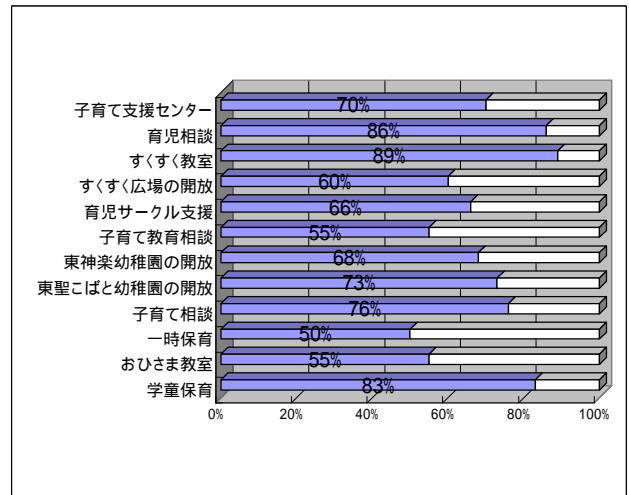
I-2 I-1であったと回答した方、その対処方法は？(2つまで)

	回答数	構成比
(1) 親族・知人に預けた	37	94.9%
(2) 保育サービスを利用した	0	0.0%
(3) 仕方なく子どもを同行させた	1	2.6%
(4) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0	0.0%
(5) その他	1	2.6%
無回答	0	0.0%
計	39	100.0%

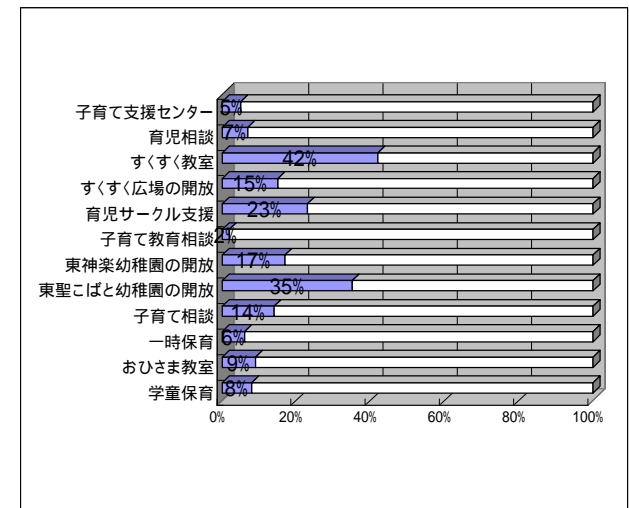


J-1 下記の ~ のサービスを知っていたり、これまで利用したことはありますか？
また、今後利用してみたいですか？

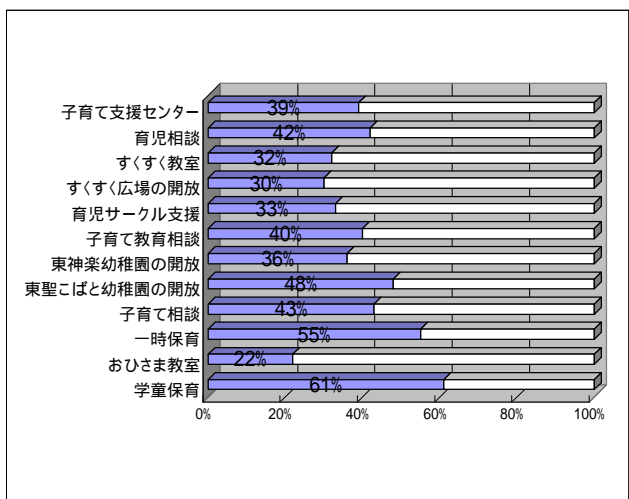
番号	保育サービス名	知っている	知らない
	子育て支援センター	70%	30%
	育児相談	86%	14%
	すくすく教室	89%	11%
	すくすく広場の開放	60%	40%
	育児サークル支援	66%	34%
	子育て教育相談	55%	45%
	東神楽幼稚園の開放	68%	32%
	東聖こばと幼稚園の開放	73%	27%
	子育て相談	76%	24%
	一時保育	50%	50%
	おひさま教室	55%	45%
	学童保育	83%	17%



番号	保育サービス名	利用経験あり	利用経験なし
	子育て支援センター	5%	95%
	育児相談	7%	93%
	すくすく教室	42%	58%
	すくすく広場の開放	15%	85%
	育児サークル支援	23%	77%
	子育て教育相談	2%	98%
	東神楽幼稚園の開放	17%	83%
	東聖こばと幼稚園の開放	35%	65%
	子育て相談	14%	86%
	一時保育	6%	94%
	おひさま教室	9%	91%
	学童保育	8%	92%



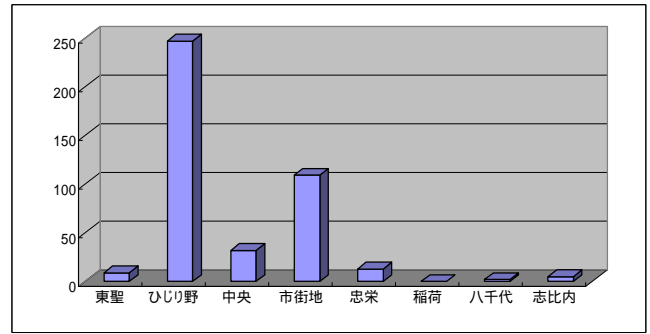
番号	保育サービス名	今後利用したい	利用希望なし
	子育て支援センター	39%	61%
	育児相談	42%	58%
	すくすく教室	32%	68%
	すくすく広場の開放	30%	70%
	育児サークル支援	33%	67%
	子育て教育相談	40%	60%
	東神楽幼稚園の開放	36%	64%
	東聖こばと幼稚園の開放	48%	52%
	子育て相談	43%	57%
	一時保育	55%	45%
	おひさま教室	22%	78%
	学童保育	61%	39%



次世代育成に係るニーズ調査(小学生)

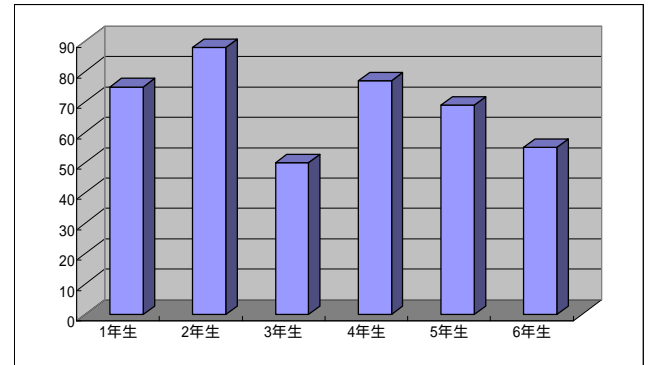
A-1 あなたが住んでいる地区はどこですか？

	回答数	構成比
(1) 東聖	9	2.1%
(2) ひじり野	247	57.7%
(3) 中央	32	7.5%
(4) 市街地	109	25.5%
(5) 忠栄	13	3.0%
(6) 稲荷	0	0.0%
(7) 八千代	2	0.5%
(8) 志比内	5	1.2%
無回答	11	2.6%
計	428	100.0%



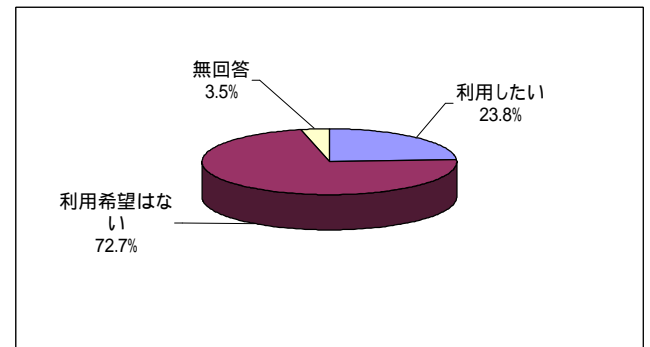
B-1 お子さんは小学校何年生ですか？

	回答数	構成比
(1) 1年生	75	17.5%
(2) 2年生	88	20.6%
(3) 3年生	50	11.7%
(4) 4年生	77	18.0%
(5) 5年生	69	16.1%
(6) 6年生	55	12.9%
無回答	14	3.3%
計	428	100.0%



B-2 お子さんは小学生の中で下から何番目のお子さんですか？

	回答数	構成比
(1) 下から1番目	334	78.0%
(2) 下から2番目	89	20.8%
(3) 下から3番目	5	1.2%
(4) 下から4番目	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	428	100.0%

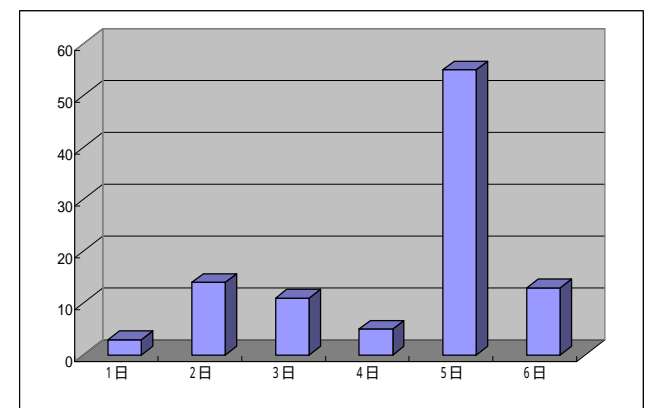


C-1 放課後児童クラブを利用したいですか？

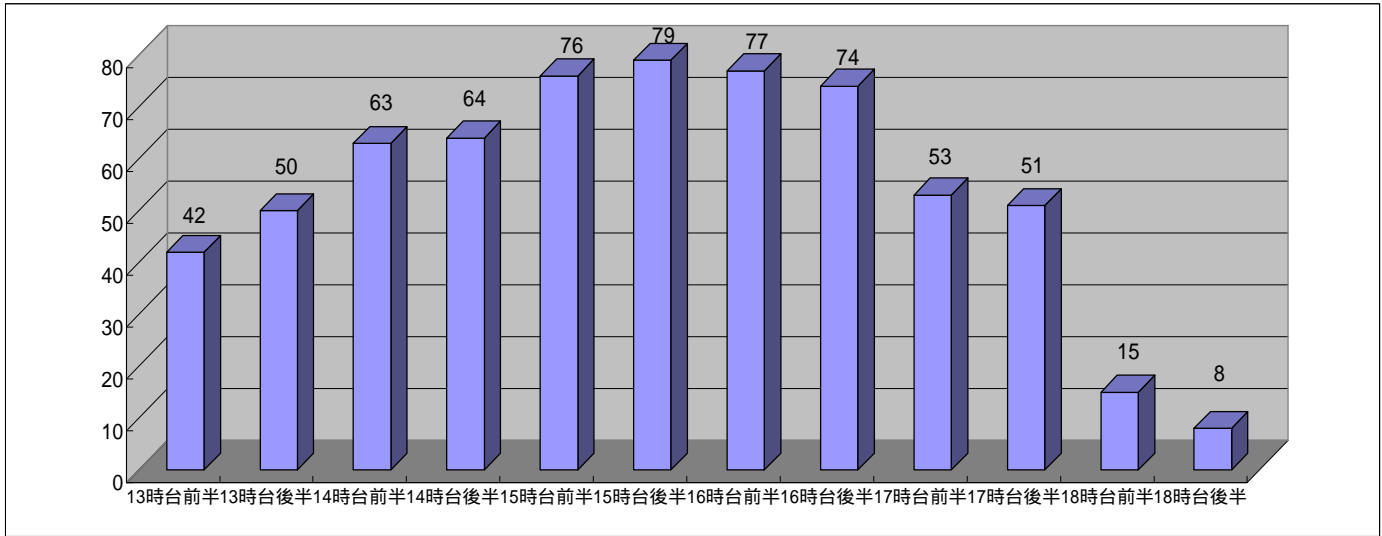
	回答数	構成比
(1) 利用したい	102	23.8%
(2) 利用希望はない	311	72.7%
無回答	15	3.5%
計	428	100.0%

C-2 C-1で利用したいと答えた方、週に何日くらい利用したいですか？

	回答数	構成比
(1) 1日	3	2.9%
(2) 2日	14	13.7%
(3) 3日	11	10.8%
(4) 4日	5	4.9%
(5) 5日	55	53.9%
(6) 6日	13	12.7%
無回答	1	1.0%
計	102	100.0%

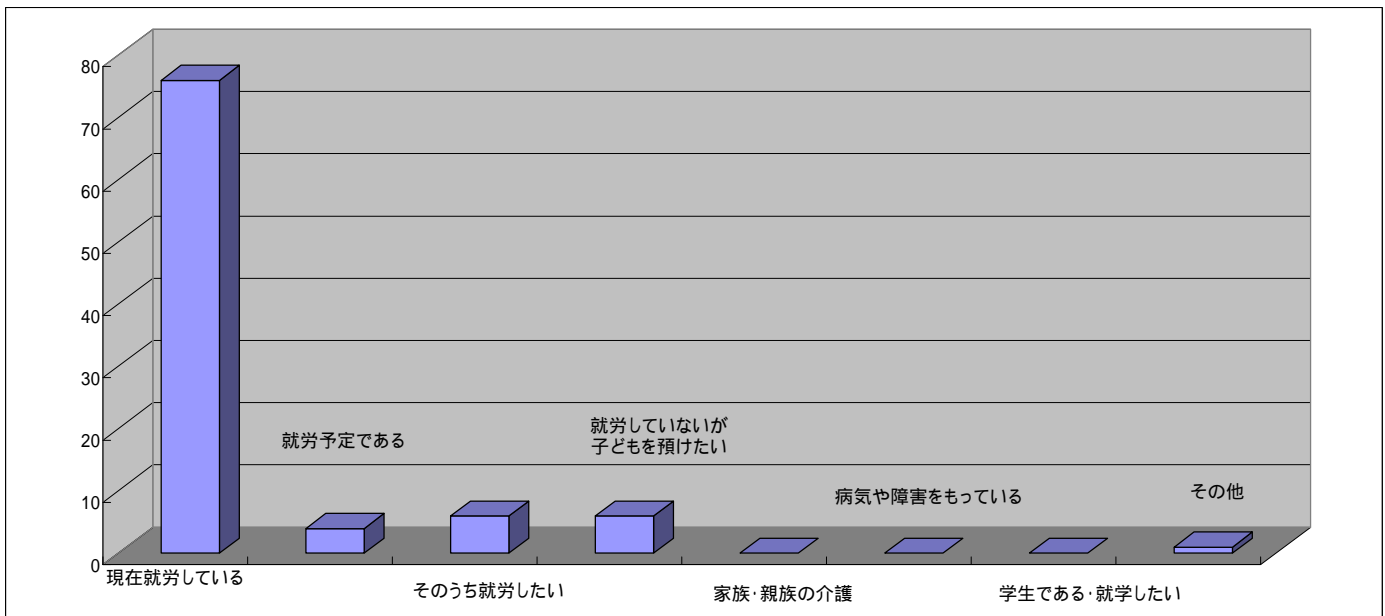


C-3 その利用時間帯の希望は？



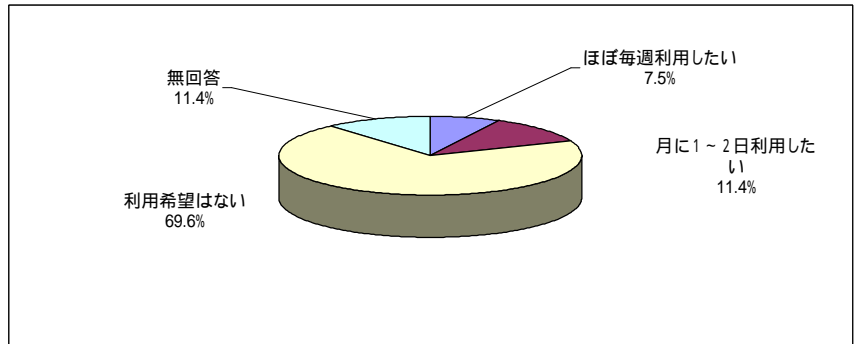
D-1 放課後児童クラブを利用したい理由は何ですか？

理由	回答数	構成比
(1) 現在就労している	76	74.5%
(2) 就労予定である	4	3.9%
(3) そのうち就労したい	6	5.9%
(4) 就労していないが、子どもを預けたい	6	5.9%
(5) 家族・親族の介護	0	0.0%
(6) 病気や障害をもっている	0	0.0%
(7) 学生である・就学したい	0	0.0%
(8) その他	1	1.0%
無回答	9	8.8%
計	102	100.0%

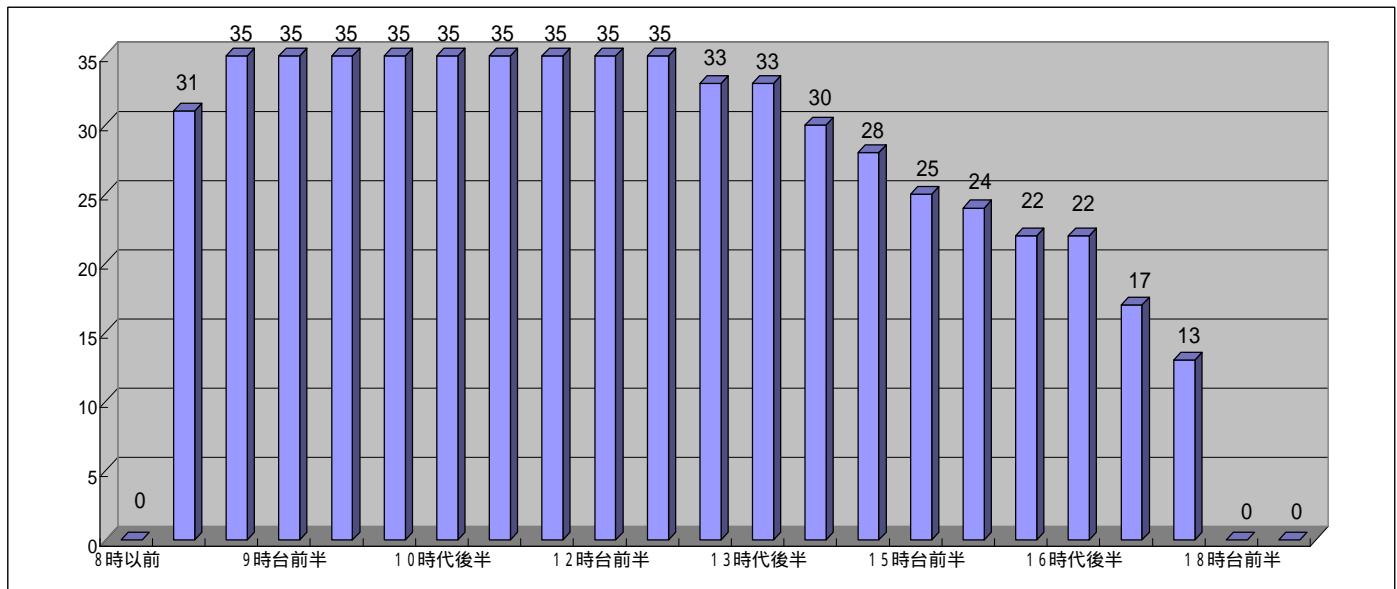


E-1 土曜日に放課後児童クラブを利用したいですか？

	回答数	構成比
(1) ほぼ毎週利用したい	32	7.5%
(2) 月に1～2日利用したい	49	11.4%
(3) 利用希望はない	298	69.6%
無回答	49	11.4%
計	428	100.0%

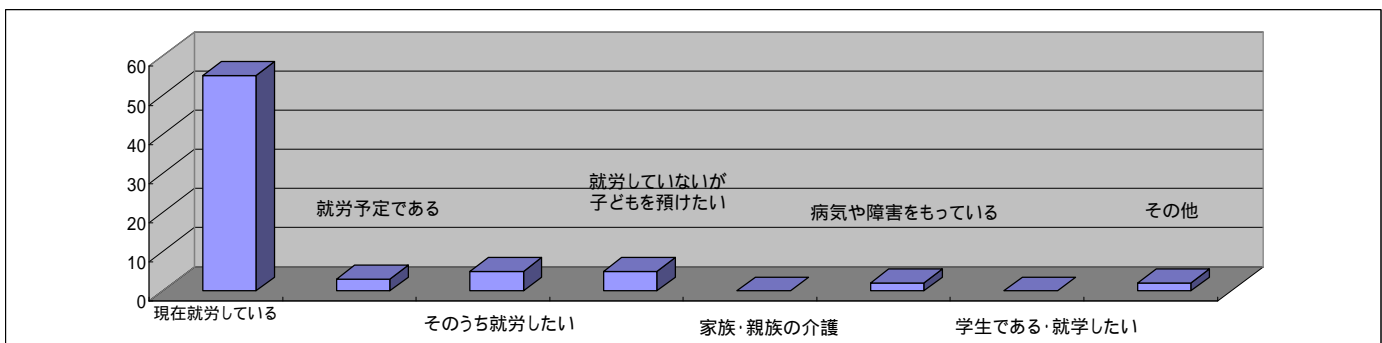


E-2 その利用時間帯の希望は？



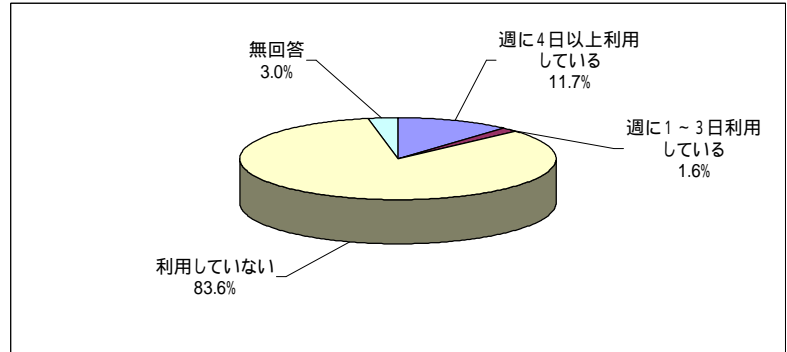
F-1 放課後児童クラブを利用したい理由は何ですか？

	回答数	構成比
(1) 現在就労している	55	67.9%
(2) 就労予定である	3	3.7%
(3) そのうち就労したい	5	6.2%
(4) 就労していないが、子どもを預けたい	5	6.2%
(5) 家族・親族の介護	0	0.0%
(6) 病気や障害をもっている	2	2.5%
(7) 学生である・就学したい	0	0.0%
(8) その他	2	2.5%
無回答	9	11.1%
計	81	100.0%

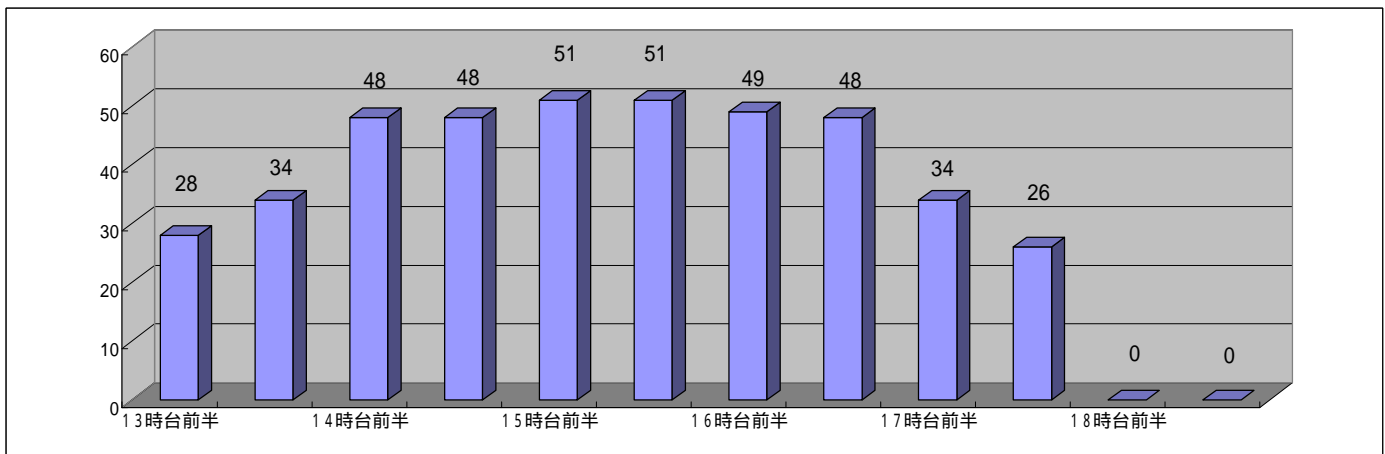


G-1 あなたのお子さんは平日に放課後児童クラブを利用していますか？

	回答数	構成比
(1) 週に4日以上利用している	50	11.7%
(2) 週に1～3日利用している	7	1.6%
(3) 利用していない	358	83.6%
無回答	13	3.0%
計	428	100.0%

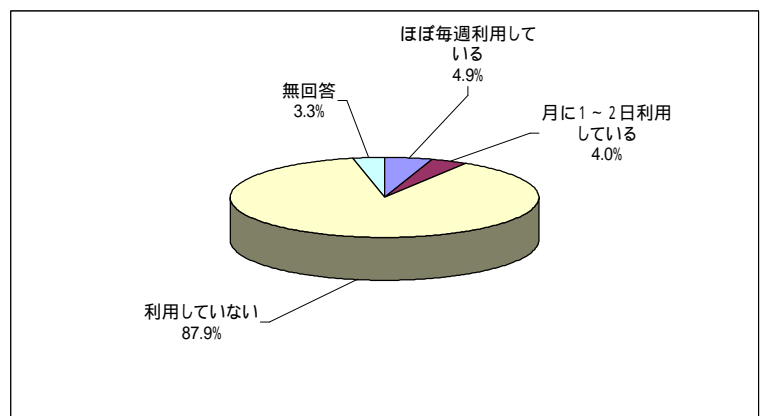


E-2 その利用時間帯は？

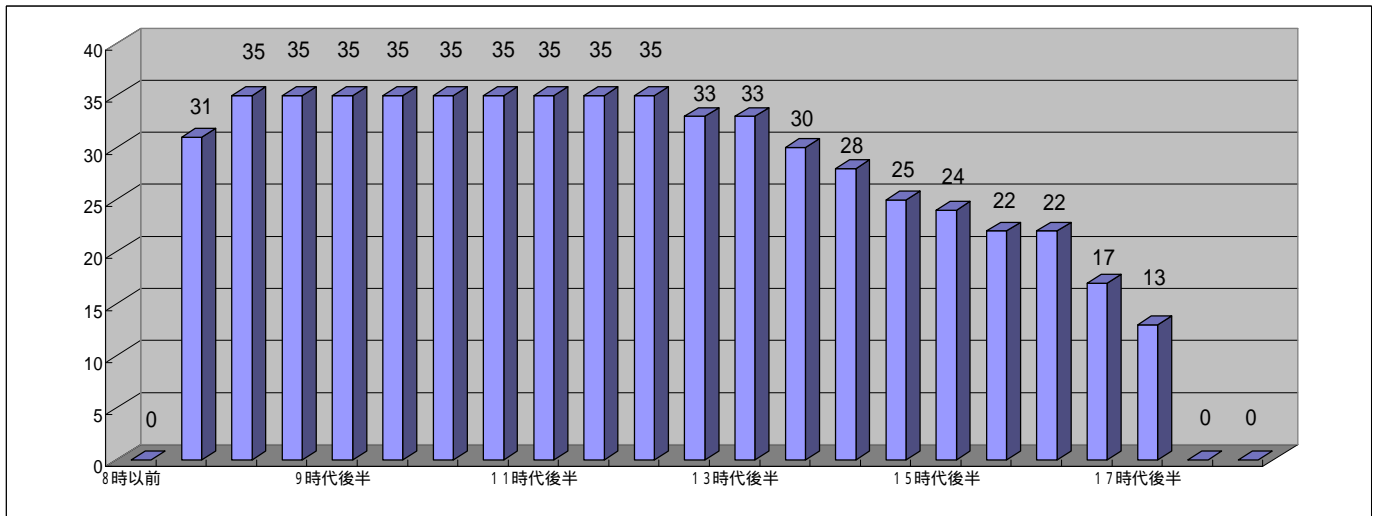


H-1 あなたのお子さんは土曜日に放課後児童クラブを利用していますか？

	回答数	構成比
(1) ほぼ毎週利用している	21	4.9%
(2) 月に1～2日利用している	17	4.0%
(3) 利用していない	376	87.9%
無回答	14	3.3%
計	428	100.0%

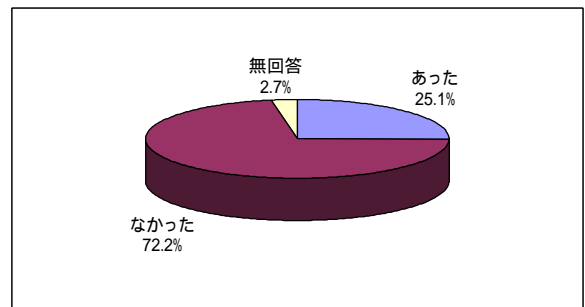


H-2 その利用時間帯は？



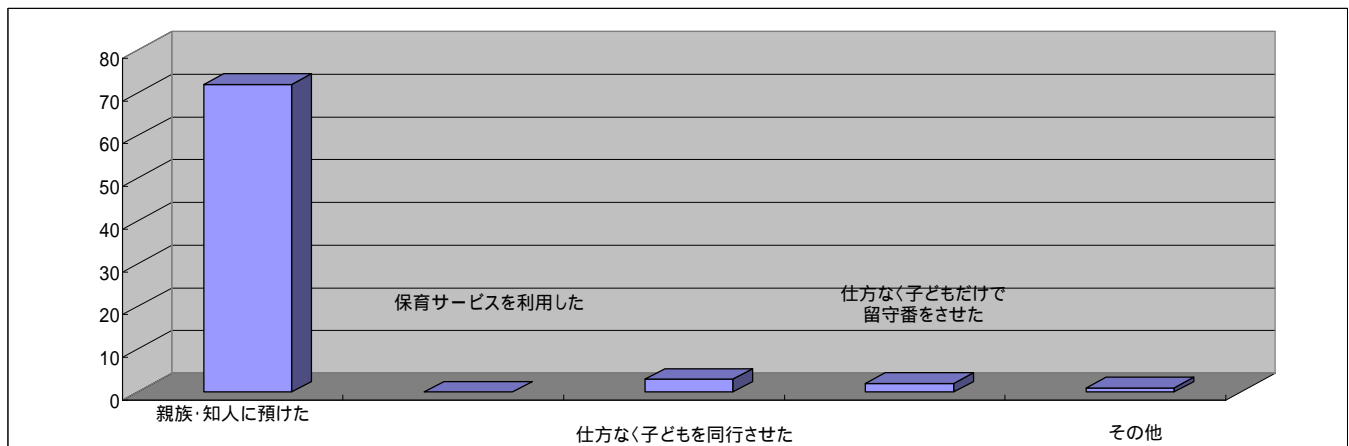
I-1 B-2の質問で、1と回答した方、この1年間に保護者の用事でお子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならなかったことがありましたか？

	回答数	構成比
(1) あった	84	25.1%
(2) なかった	241	72.2%
無回答	9	2.7%
計	334	100.0%



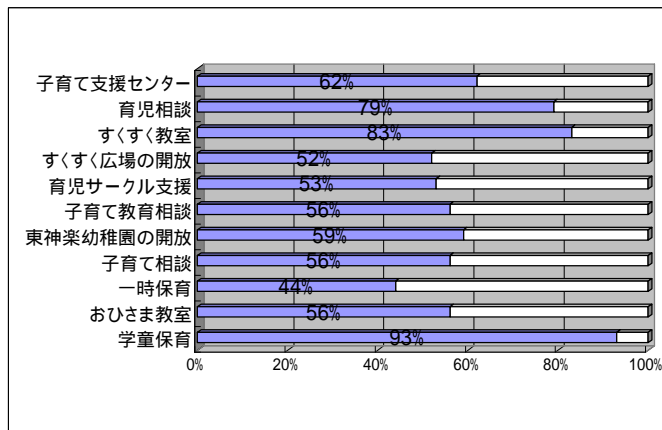
I-2 G-1であったと回答した方、その対処方法は？

	回答数	構成比
(1) 親族・知人に預けた	72	85.7%
(2) 保育サービスを利用した	0	0.0%
(3) 仕方なく子どもを同行させた	3	3.6%
(4) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	2	2.4%
(5) その他	1	1.2%
無回答	6	7.1%
計	84	100.0%

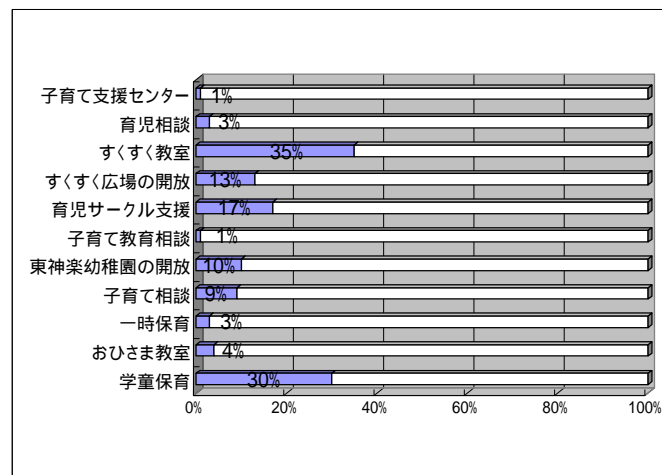


J-1 下記の ~ のサービスを知っていたり、これまで利用したことはありますか？

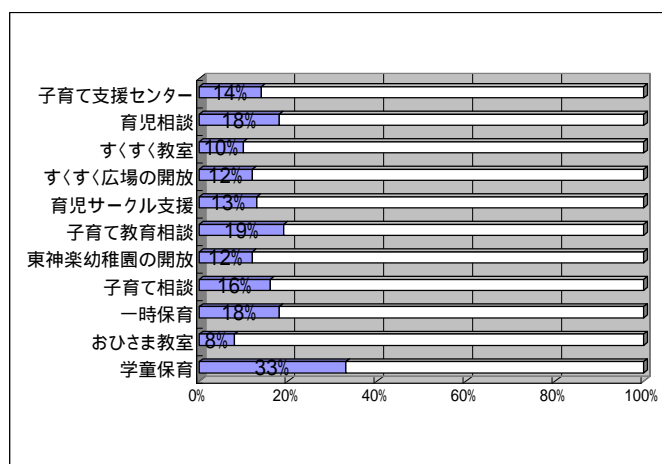
番号	保育サービス名	知っている	知らない
	子育て支援センター	62%	38%
	育児相談	79%	21%
	すくすく教室	83%	17%
	すくすく広場の開放	52%	48%
	育児サークル支援	53%	47%
	子育て教育相談	56%	44%
	東神楽幼稚園の開放	59%	41%
	子育て相談	56%	44%
	一時保育	44%	56%
	おひさま教室	56%	44%
	学童保育	93%	7%



番号	保育サービス名	利用経験あり	利用経験なし
	子育て支援センター	1%	99%
	育児相談	3%	97%
	すくすく教室	35%	65%
	すくすく広場の開放	13%	87%
	育児サークル支援	17%	83%
	子育て教育相談	1%	99%
	東神楽幼稚園の開放	10%	90%
	子育て相談	9%	91%
	一時保育	3%	97%
	おひさま教室	4%	96%
	学童保育	30%	70%



番号	保育サービス名	今後利用したい	利用希望なし
	子育て支援センター	14%	86%
	育児相談	18%	82%
	すくすく教室	10%	90%
	すくすく広場の開放	12%	88%
	育児サークル支援	13%	87%
	子育て教育相談	19%	81%
	東神楽幼稚園の開放	12%	88%
	子育て相談	16%	84%
	一時保育	18%	82%
	おひさま教室	8%	92%
	学童保育	33%	67%



．課題の抽出

1．ニーズ調査結果からの課題

少子化をはじめとする現代社会の様々な変化により、子どもたちが本来持つべき自主性や社会性が育まれにくくなっていることが指摘されています。

子どもが調和の取れた一人の人間として、将来に向けて自己を確立するには、子どもが成長する場として欠かすことのできない家庭や学校、そして地域社会が連携するとともに成長段階に応じた様々な体験を積み重ねていくことが必要です。

これから親となる若い世代が、健全に育成するための環境づくりと、子育て家庭を地域社会全体で支えあう住民意識の醸成、子どもを安心して生み育てるための子育て家庭に配慮した支援システム、そして快適に暮らせる町づくりが今後より一層求められています。

．基本メッセージ

1．東神楽町次世代育成支援行動計画の基本メッセージ

東神楽町は、肥沃な大地から受ける豊かな恵みとともに、都市近郊で交通の要衝といった優れた環境を有しています。また、この好条件を生かした施策により人口が増加し、町の活力も向上しています。

このすばらしい環境を最大限に生かし、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を築き、すべての人たちにすてきな笑顔が広がる町づくりを進めます。

これまで取り組んできた住宅地の開発等により、多くの新住民を迎えましたが、花いっぱいのあるさとづくりを通して培ってきた住民同士や行政とのコミュニケーションの輪を継承し、子どもを健やかに育むため町づくりを推進し、家庭、地域、学校、企業、行政がそれぞれの役割を担って「地域の子どもは地域で育てる」という共通の認識のもとで、次のように東神楽町次世代育成支援行動計画の基本メッセージを定めます。

「子どもと、親と、地域が育つ

花と夢で心をむすぶ町 ひがしかぐら」

2. 行動計画の基本的な視点

本計画は、次の3つの視点を基本として策定しました。

(1) 子どもの視点 健やかな成長を支援する基盤づくり

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要になります。特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立って取り組むことが重要です。

(2) 親の視点 子どもを生き育てることに喜びを感じる環境づくり

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野にたって子どもの健全育成のための取組みを進めることが重要です。

(3) 地域の視点 子どもとその親を地域で支え合う体制づくり

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識の下に、地域社会の一員である子どもを、健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政等がそれぞれの責務を担いながら、連携と協力を図っていくという考えに立ち、子どもとその親を地域で支え合う体制づくりが必要です。

．基本目標

東神楽町次世代育成支援行動計画の基本目標は次の5つとし、各目標の達成を目指した施策の方向を設定しました。

1．家庭の子育てへの支援目標

両親家庭やひとり親家庭、障害のある児童を養育している人など、家庭や施設等で子育てをするすべての人、そしてその子どもたちに対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

2．仕事をしながら子育てをしている人への支援目標

仕事をしながら子育てをしている人のために、いろいろな幼児保育サービス・学童サービスの充実を図っていきます。さらに、子育てをしながら働きやすい環境づくりを積極的に推進していきます。

3．親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標

子どもが、次代を担う調和のとれた人間として、豊かな心と身体を育み、子どもを生き育てる意識を理解した親になるように、そして親自身も生涯にわたって自己を向上させることができるよう、地域の教育環境づくりを図っていきます。

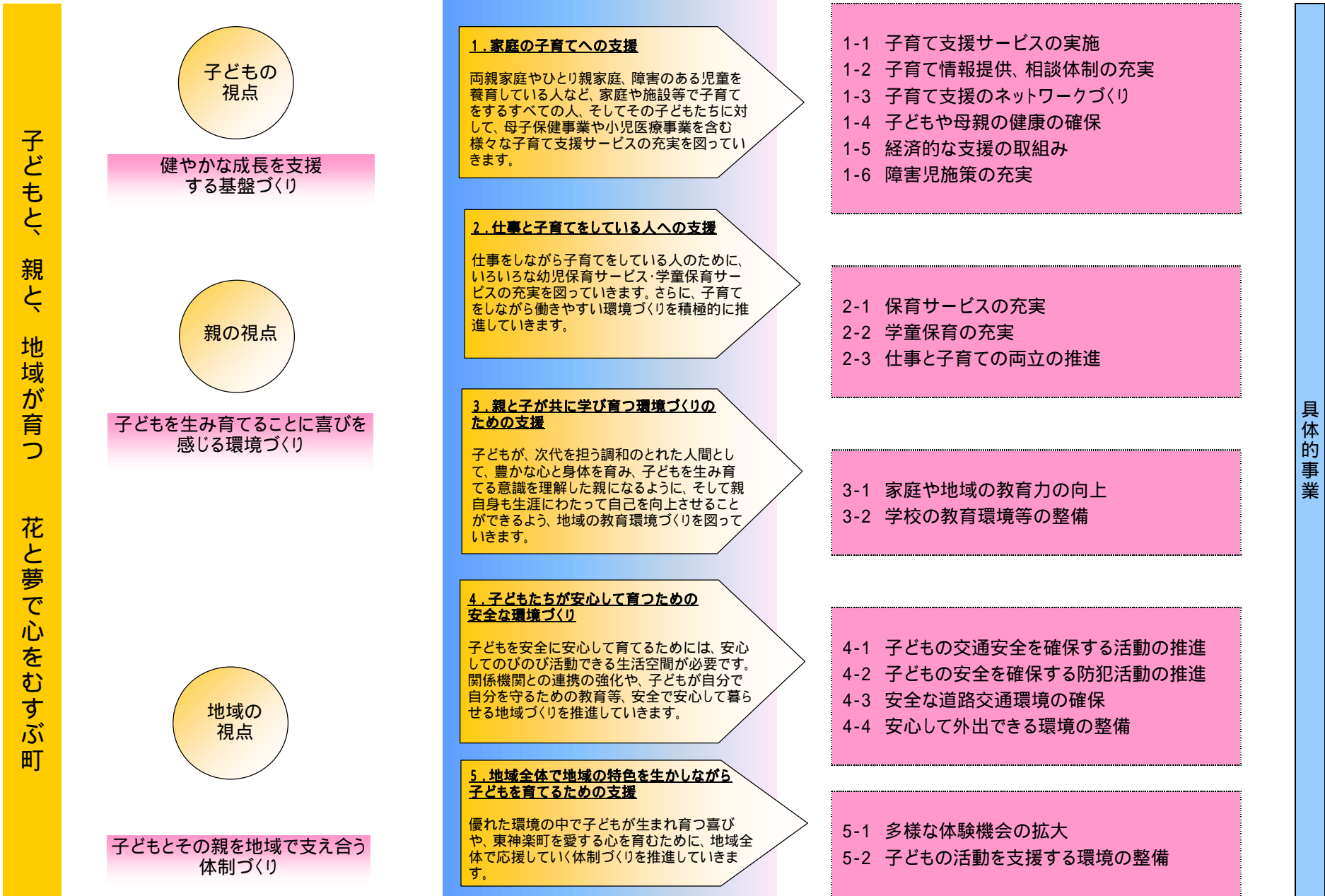
4．すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの目標

子どもを安全に安心して育てるためには、安心してのびのび活動できる生活空間が必要です。関係機関等と連携の強化や、子どもが自分で自分を守るための教育等、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

5．地域全体で地域の特色を生かしながら次世代を育てるための目標

優れた環境の中で子どもが生まれ育つ喜びや、東神楽町を愛する心を育むために、地域全体で応援していきます。

基本理念 基本的な視点 基本目標 実施施策



事業目標

1 - 1 子育て支援サービスの実施

【現状と課題】

本町においては、平成 13 年度に中央保育園内に、地域における子育て支援の拠点となる子育て支援センターを設置しました。子育て支援センターでは、保育園が持つ子育てに関するノウハウを生かし、すべての子育て家庭を対象に、親子で交流できる機会づくりや子育てサークルの支援などを含めた各種事業を実施してきました。中央地区・ひじり野地区の各施設を行き来しながら事業を開催することで、開催地区以外からの参加者も少しずつ増加し、現在では、全町的な交流の場になりつつあります。

今後は、より地域に根ざした事業を展開するための情報提供や事業内容の充実を図り、子育て支援を観点に保育園・幼稚園・母子通園センター・教育委員会等との連携を深め、支援体制の強化を推進します。

また、保育園の開放についても、使用時間帯を含めて今後の課題として検討します。

個別事業&今後の取り組み

・子育て支援サービス事業の充実

家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成を支援します。

・すくすく教室

月に一度、0歳から1歳6ヶ月の子どもとその保護者を対象に、親子遊びの指導や各関連機関の協力を得て学習会を開催します。

・すくすく広場

月に一度、0歳から就学前の子どもとその保護者を対象に、親子で自由に交流したり、情報交換ができる場所を提供します。

なお、今後の課題として、【教室・広場】については、回数・年齢層を考慮し、幅広い活動に対して支援できるような体制を強化します。

1 - 2 子育て情報提供、相談体制の充実

【現状と課題】

親から子へと伝えられる子育て情報の伝達が減少し、核家族化・少子化の中で地域の子育て力も大きく低下しています。様々な子育て情報が氾濫する中、親側の選択も「簡単・便利」を優先する傾向にあります。したがって、子どもの健康リスクを考えた子育てへの配慮が重要な課題となります。

子どもの心やからだの成長・発達を促す家庭生活を基盤に、親側が自信をもった育児ができるよう、町の保健福祉医療関係者及び、地域子育て支援者との連携を保ちながらネットワークの強化をさらに推進します。

また、平成17年度から周産期養育者支援のため道のモデル事業「医療保健・医療連携システム整備事業」にも参加し、周辺医療機関との連携も更に深めてまいります。

個別事業&今後の取り組み

・妊産婦相談

妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中から産後の健康管理の不安を軽減できるよう定期子育て相談を実施します。また必要に応じて、随時、訪問指導も行っております。

・育児相談

子どもの健康に関する不安や悩みに応えるため、役場庁舎内・ふれあい交流館の2カ所で定期相談を開催するほか、電話相談、育児教室（すくすく教室・2歳遊びの教室・離乳食教室）、予防接種、育児サークル等での相談を行い、転入届けや訪問時には、母子保健事業のリーフレットを配布し、広報・無線放送等による周知を行うなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

また、相談等で不安が解消されない場合は、随時訪問指導を行い不安軽減に努めます。

・子育て教育相談

教育委員会との連携のもと、交流プラザつつじ館・ふれあい交流館等で子育て教育相談窓口を月一回開設し、教育相談員が子育てや教育に関する不安・悩みの相談にあたります。

・電話・面談相談（子育て相談）

保育士が、保護者との連携を密にとり、子どもたちの園での様子、家庭での様子を連絡し合い、親だけが悩みを抱え込まないように支援します。

また、保育を受けていない家庭に対しても電話・面会相談を通して支援していきます。

子育て電話相談	毎日	10:00～16:00
子育て面会相談	週2回	10:00～16:00

・子育て情報の提供、相談体制の充実

子どもの発達段階に応じた親の学習機会の提供や、家庭教育に関する情報提供、子育て教育相談員の配置など、学校・家庭・地域の連携に努め、総合的な教育力の向上を図ります。

1 - 3 子育てネットワークづくり

【現状と課題】

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していくうえで、子育て支援のネットワークを形成をしていくことは重要な課題となってきます。

身近な地域レベルで子育てを支える仕組みづくりを推進し、地域の子育て力の向上を図るため、子育て支援に適した人材の育成と発掘を行い、子育て支援活動のボランティアなどを確保できるような体制の整備を検討していきます。

また、子育てが求めている正しい情報を提供することから、子育てに関する各種情報・各機関ごとの年間事業の情報を提供していきます。

今後も関係機関と連携をとり、地域の子どもは、地域全体で応援していく体制づくりに努めます。

個別事業&今後の取り組み

・各種サービスの提供

子育てを行なっているすべての家庭に対して、より良い子育て支援サービスを提供していくうえで、子育て支援センターでは、月に一度教室を開いています。地域・関係機関が連携して地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。

・各種子育て関係事業

すくすく教室	1 - 1 再掲
すくすく広場	1 - 1 再掲
育児相談	1 - 2 再掲
子育て教育相談	1 - 2 再掲

- ・子育てに関する各種情報紙の発行

町内の子育てに関する情報、各機関で実施している年間行事等を掲載した情報紙『子育てネットワーク』を発行し、子育て家庭を支援する各種情報を提供します。

- ・民生委員・児童委員活動

地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。

さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動の展開や情報提供も行います。

1 - 4 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

アトピーやアレルギー等の身体問題とともに、夜更し・朝食抜き・偏食・肥満といった生活習慣病につながる問題が乳幼児期に増加する傾向にあります。豊富な食品やその入手が簡単な食環境にあり、運動不足・高カロリーから派生する問題や乳幼児期に形成されつつある生活リズムの崩れが、子どもの健康課題の第一に挙げられます。

本町の出生数が70名前後で推移する中で、幼児期以降の子どもや保護者(特に途中転入者)との関わりも母子保健支援面での谷間となっています。今後も保護者のほか、保育園や幼稚園・学校保健関係者との関わりを深める中で、子どもの生活リズムの軌道修正や健康生活の確保に向けた保健栄養面での支援に努めてまいります。

定期予防接種では、都市部転入児にも未接種があり、望ましい接種年齢での実施をさらに勧奨します。

また、10代の若年妊婦及び30代以降の初妊婦を中心に、安全・安楽な妊娠・分娩に向けた健康生活や子育てが行われるよう、親支援も含めた個別支援を行ってまいります。今後も医療機関との連携を図り、産後の母体及び子どもの健康が確保されるよう支援していきます。

個別事業と今後の取り組み

・妊婦健康診査事業

妊婦一般健康診査受診票(B型ウィルス肝炎検査含む)及び、出産予定日で35歳以上の妊婦への超音波検査受診票(中期以降使用)の交付、B型キャリア妊婦の医師指導料助成などを行い、専門医療機関への受診による妊婦の健康保持・増進を図ります。

・母子保健訪問指導

心身の健康上の問題をもつ妊産婦・新生児・乳幼児への訪問指導、また、各種乳幼児健診、育児相談後の経過観察児及び未受診児に対しても保健師・栄養士による訪問指導を行います。

・乳幼児健診事業

前期（3～5か月児）・後期（10～12か月児）の乳児及び、1歳半並びに3歳児の健診を通し、栄養・保健・むし歯予防などの子育て支援を保健師・栄養士・歯科衛生士・療育関係者とともに実施します。

疾病及び発達・発育の問題を早期に発見するため、1歳半及び3歳児の精密検査費用の助成を引き続き行います。経過観察及び、精密検査の必要となった児に対しても、必要に応じて、随時、相談や訪問指導につなげ、未受診や育児不安の軽減に努めます。

・食育、歯科保健事業の推進

月齢に応じた食事と味覚・食習慣の確立に向けた乳児期からの具体的な食事指導と親子交流の場として、離乳食教室「かみかみ及びごっくん教室」（平成16年度開始）を実施し、生活習慣病の要因となる「食」の問題と乳幼児期の食育の重要性を伝える機会とします。

また、食生活と関わりの深いむし歯や歯周疾患の予防のために、口腔内の衛生意識を高め、正しいブラッシング指導や偏食の改善など、子どもにもわかりやすい紙芝居等の教材を通し、8020運動注1に橋渡しする活動を保育園・幼稚園等で行います。

学童期の食生活についても学校保健委員会や学校栄養士との連携を図りながら、食育の重要性を推進します。

（注1 8020運動・・・80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動）

・予防接種の推進

予防接種法で定められた小児の定期接種 - ポリオ、BCG接種は集団方式で行い、3種混合・ジフテリア・麻しん・風しんは、町内3カ所の医療機関に委託する個別方式で引き続き実施します。

乳幼児健診・相談・新生児訪問、広報・無線放送を通じたお知らせのほか、予防接種の手引きやちらしを配布し、望ましい年齢での接種勧奨に努めます。

現行のツベルクリン反応検査及び BCG 接種は、平成 17 年度の結核予防法改正により接種対象が生後 6 か月未満と限定され、BCG 接種のみの方式に変更されます。結核予防の重要な防波堤となる乳児期の B C G 接種の完全実施をめざし、平成 17 年度より前期乳児健診（生後 3 - 5 か月児対象）と併せて B C G 接種を実施します。

・女性の健康づくり事業の推進

妊娠・出産・子育てに忙しい時期や更年期など不定愁訴の多い年齢に見過ごされがちな女性の健康の確保に配慮し、低年齢化する子宮がんの早期発見・早期治療のため、子宮がん検診の対象を 20 代からとします。

食生活や運動など生活要因や閉経が発症に関わる骨粗しょう症は、高齢期の骨折や寝たきりにつながるが多いため、今後も若い世代からの骨粗鬆症検診の推奨に努めてまいります。

1 - 5 経済的な支援の取組み

【現状と課題】

失業率の上昇や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。一般的に一人の子どもが成人するまでに要する費用は、2000万円を越えるといわれています。また、平成13年度に内閣府が行った出生率の低下原因に関する調査では、「子育て費用の負担が大きいから」との回答が一番多く挙げられ、町が実施したニーズ調査においても、「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」という意見が多くなっており、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

町では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当等の支給、医療費等の助成、教育費等の軽減等をはじめ各種の支援を実施し、子育てをしやすい環境の実現を目指していきます。

個別事業&今後の取組み

・乳幼児医療費の助成

乳幼児疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭に対し経済的な支援を行うことで、子育てを行いやすい環境整備を促進するため、医療費を助成します。

対象：満6歳に到達した年度末までの乳幼児（就学前の児童）

内容：対象者に係る医療費（受給者が負担すべき一部負担金等を控除した額）

・ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の児童に対し医療費を助成することにより、児童の、より健全でたくましい成長・育成を図っていきます。また、経済支援を行うことで、ひとり親家庭での子育て支援を推進します。

対象：ひとり親家庭等の母または父及び児童

内容：対象者に係る医療費（受給者が負担すべき一部負担金等を控除した額）

ただし、母または父については、入院及び指定訪問看護に限る

- ・重度心身障害者（児）の医療費の助成

重度心身障害者（児）に対し、その健全な発育を保全し福祉の増進を図るため、医療費（受給者が負担すべき一部負担金等を控除した額）を助成します。

また医療費の支援を行うことで重度障害児を監護する家庭の子育て支援を推進します。

- ・母子・寡婦福祉資金貸付事業

「母子及び寡婦福祉法」に基づき、母子・寡婦家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、必要な資金（13種類）を貸し付け、扶養している児童の福祉を増進します。

- ・児童手当の支給

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、9歳到達最初の年度末までの児童（小学校第3学年終了前までの児童）を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父または母等に手当を支給します。

- ・児童扶養手当の支給

父と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進することを目的として、児童を監護する母または養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで手当を支給します。

- ・私立幼稚園就園の助成

私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部について助成します。

- ・就学援助

学校教育法第25条に基づき、経済的理由により援助が必要となる義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

1 - 6 障害者施策の充実

【現状と課題】

心身に発達の遅れのある子どもや発達が気になる子どもにとって、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

町では、乳幼児期の健康診断の充実を図り、身体面の発育不良や視聴覚障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては「母子通園センター」等での療育訓練や保護者に対しての指導相談を実施するなどして、保護者の育児不安の解消などに努めます。

また、心身に発達の遅れのある子どもや発達が気になる子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、保健、医療、福祉、教育部門などにおいて、連携の強化を図ります。

さらに、特殊学級に在籍する児童生徒、及び普通学級に在籍する軽度の発達障害である学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、特別な教育支援の必要な児童生徒への指導の充実を図る「特別支援教育」に取り組みます。

個別事業&今後の取り組み

・育児教室「2歳遊びの教室」・「わんぱく教室」

「2歳遊びの教室（平成6年度開始）注1」と「わんぱく教室（平成9年度開始）注2」は、早期に子どもの発育・発達を確認し、療育センター等も含めた継続支援を促す事業となっており、今後も2事業の内容の充実に努め実施してまいります。

（注1：言葉、社会性、情緒面の発育・発達の著しい幼児期の親子支援事業）

（注2：保健師、療育指導員や保育士もまじえた遊びや親子交流を小グループで行う事業。
母子通園センターを会場に東川町と共同で開催）

0歳児の親子交流や子育ての不安解消を図るためにスタートした「すくすく教室」や育児サークルへの支援は、平成13年度子育て支援センターに窓口を移譲しましたが、母子保健支援スタッフとして、今後も継続参加します。

- ・療育事業の推進

平成6年度に東川町との共同で開始した母子通園センター「おひさま教室」。平成14年度に道の認可を受け、平成15年度に支援費制度への移行として児童デイサービス事業の一部指定を受けるなど、運営形態も目まぐるしく変化してきました。

保健師・栄養士としては、在宅療育指導が円滑に行われるよう保護者への訪問や療育関係者との連携に努めています。

今後も、子どもの発達・発育に不安を抱える親子が、安心して通所による集団指導、個別相談、作業療法士による訓練指導などが受けられるよう、身近な地域療育の場として重視し、保健・福祉・教育関係者・親・地域ボランティア等のネットワークづくりを支援していきます。

- ・児童障害居宅介護事業（支援費）

障害によって、日常生活に支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常支援を行っています。

- ・児童障害短期入所事業（支援費）

障害のある児童を介護している方が、病気、出産、事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や、介護疲れを癒す場合などに、障害のある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減を図ります。

- ・児童デイサービス事業（支援費）

障害のある児童に対し、通園の方法により日常生活動作における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行っています。

- ・障害者（児）日常生活用具給付事業

重度障害のある方や児童に対し、日常生活を少しでも容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

- ・ 重度身体障害者（児）自助具給付事業

在宅の身体に障害のある方や児童に対し、日常動作を補う自助具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

- ・ 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当てを支給しています。

- ・ 特別児童扶養手当

精神または身体障害を有する児童を養育している方に、手当てを支給することにより福祉の増進を図ります。

- ・ 障害児保育事業

保護者の労働、疾病等により保育に欠け、かつ心身に障害を有する児童を認可保育園に入園させ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障害児の成長発達の促進を図ります。（受入要相談）

2 - 1 保育サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育サービスを利用する町民のニーズは多様化しています。このため、子育てをしながら安心して働くことが出来るよう、ニーズに応じて広く住民が利用しやすい保育サービスを提供することが必要になってきます。

本町のニーズ調査においても、延長保育などの特別保育事業の充実を求める意見が多かったことから、事業の実施について利用希望調査等を行い、実態を把握したうえで、サービスの提供を行っていきます。

また、保育園などによる子育て家庭への相談機能の充実や、NPO・自主ボランティアなど多様な主体による取組みが促進されるように、社会全体で子育てを支援する仕組みづくりを進めながら地域の子育て力を強化し、さらには、子育て支援のための拠点となるような複合施設の整備を検討してまいります。

個別事業&今後の取り組み

・延長保育事業

ニーズ調査の結果では、閉園時間の延長希望が多かったことから、保護者の就労形態に対応した延長保育事業 注1を検討します。

(注1 延長保育事業・・・保護者の仕事等のため、通常の保育園の開園時間を越えて児童の保育を希望する場合に行う保育事業)

・保育環境整備事業

保護者の労働又は、疾病などの理由により、保育に欠ける生後6ヶ月から就学までの乳幼児保育を行なっています。保育の受け入れ定数については、充足されており 今後、保育士等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修等を計画的に進めます。

・子育て相談 1 - 3再掲

・子育て支援のための拠点施設の整備

町では、すべての子どもが自主的に自由に遊ぶことができるような児童館のような施設、受入児童の学年延長の要望などがある学童保育を充実することができるような施設、そして一時保育を含めた多様な保育サービスを行うのできる施設などを一体化した、子育て支援のための拠点となる複合施設（仮称：子ども交流館）の整備を検討しています。

児童の健全育成の拠点として、また多様なニーズに対応するため、社会の変化に応じた新たな保育サービスの推進について、関係機関と協議しながら、総合的な子育て支援を進めてまいります。

保育サービスについて

従来の保育は、就労等により家庭で十分な保育が受けられない主に1歳以上の子どもを、保育所において8時間を基本に預かって保育を行うものでしたが、核家族化の進行や就労形態の変化により、保育ニーズも多様化し、これに対応して保育サービスも多様化してきています。

保育時間は、現在11時間が基本になっており、さらに長い延長保育事業も進んでいます。保育年齢は基本的にはすべての保育所で乳児（ゼロ歳児）から保育を行うこととなっており、その浸透が図られているところです。

2 - 2 学童保育の充実

【現状と課題】

町では、親の就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童の健全育成を図るため、放課後や土曜日に子どもたちが集うふれあいの場として、中央地区と東聖地区でそれぞれ1ヶ所づつ、学童保育（児童クラブ）を実施しております。

子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化し、さらに出生率の低下や核家族化の進展により、子どもたち同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や社会性の発達などに大きな影響があるため、自由に遊び過ごすことのできる放課後や休日等の居場所づくりができるような児童の健全育成の推進がますます必要になってきます。

個別事業&今後の取り組み

・放課後事業健全育成事業

保護者の就労等による家庭が留守になっている小学校低学年の児童を、児童クラブにおいて遊びなどの指導を行い、留守家庭児童の健全な育成に取り組んでいきます。

・学童保育指導員研修

学童保育において、遊びの充実や安全性を確保するために、指導員の資質向上のための研修機会を拡充します。

・学童保育の受入学年の延長

現在の学童保育は、小学校低学年の児童が対象となっていますが、受入児童の学年延長の要望などがあることから、空き教室や施設確保などに目処がついた時点で、受入学年の緩和を検討します。

2 - 3 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

働く女性が子どもを生き育てながら働き続けることを希望しても、それが現実的に難しい理由の一つとして、仕事と子育てを両立しやすい環境が十分に整備されていないことがあげられます。この環境整備には、保護者が働き続けるための保育サービスの整備という視点と、子育てに理解のある労働環境・社会環境の整備と言う視点が考えられます。

そのために、親が「働く」の視点を重視するあまり子どもの「幸せ」という視点を欠落してはならず、また、子どもの「幸せ」を重視するあまり、親が「働く」ことを図られないということがあってはならず、両者をバランスよく整備していくことが必要となってきます。

仕事と子育ての両立を推進するために、保育サービスの多様化に対応した、多様なサービスの提供体制の充実等を図り、さらに多様な働き方を可能とする環境や、子育てを行う勤労者等が働き続けやすい環境の整備などによる総合的な子育て支援を進めてまいります。

個別事業&今後の取り組み

- ・ 保育所整備事業 2 - 1 再掲
- ・ 延長保育事業 2 - 1 再掲

・ 一時預かり保育事業

通常は、保育を必要としないが、断続的に保育を必要とする幼児及び保護者の育児に伴う負担解消のため一時的に保育を必要とする家庭を支援していきます。(冠婚葬祭・災害・出産・入院等)

時間帯は、午前8時30分から午後5時00分、対象年齢1歳から就学前としています。

3 - 1 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

P T A や学校・幼稚園が中心となり親の学習機会や情報交換の場として、家庭教育に関する学級や講座などを開設し、家庭の教育力の充実に資する啓発活動に努めています。また、児童奉仕サークルによる絵本の読み聞かせ会の活動のほか、福祉行政の参画のもと、乳幼児期の子を抱える母親らで組織された子育てサークルと提携した子育て学習も行われています。

また、地域子ども会やスポーツ少年団をはじめ、カルタ育成会、公民館、P T A、G T A 等が中心となって直接体験重視の学習機会が提供されており、「挨拶や礼儀を重んじ集中力や勇気を発揮する。さらに、責任感や協力する心、仲間づくり、我慢する気持ち、人の話を聞く態度を心がける」等の生きていくうえで価値ある特性を磨く青少年の健全育成の場となっています。

しかしながら、女性の社会的進出をはじめ核家族化や少子化が顕著になる中、低下している家庭の教育機能の再生が大きな課題となっています。

したがって、「教育の源は家庭教育にある」との基本にたって、幅広い情報の提供や相談業務も含めた子育て支援体制の整備、体験共有型の親子行事や父親の家庭教育への積極的な関わりと責任を促がすことのできる学習機会等の充実に努めていく必要があります。

次世代を担う青少年の規範意識の低下などが問題視される今日、地域あげでの教育のあり方が問われ、かつその真価が試される時期を迎えています。

地域を構成する大人が一つになって青少年の健全育成に向けて知恵を絞り行動に力を注げるよう、子供協議会など関係機関相互のネットワークづくりをはじめ、共通の関心を寄せる人々が結集して地域活動を支える団体の育成、学校と一体となった地域の指導者による取り組みなど、子どもたちの心や「生きる力」を伸ばすための教育力の充実に努める必要があります。

個別事業&今後の取り組み

- ・家庭教育充実事業

P T A や学校・幼稚園との連携を深め、各種事業を通して子どもを持つ親と子育て経験者との交流の場や学習の機会を提供していきます。

- ・親子ふれあい教室（親子体験活動）

父親が積極的に家庭教育への参加を図るなど、親と子が共に学習できる機会の充実を図り、親子のふれあいを深めた豊かな家庭環境づくりを推進していきます。

- ・単位子ども会育成会役員研修会

親が社会生活の知識や基本的な生活習慣を身に付け、子どもに学習機会を与える場の提供に努めます。

- ・地域青少年健全育成事業

地域ぐるみで青少年の発達段階に応じた礼儀や集団活動などの育成に努めます。

- ・生涯学習リーダーバンク事業

総合的な学習時間をより充実するために生涯学習リーダーバンク制度等を活用し、地域ぐるみで教育力の向上に努めます。

3 - 2 学校の教育環境などの整備

【現状と課題】

近年の経済情勢の変化や高度情報化・国際化など社会の複雑・多様化は、児童生徒を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。このような中で、新しい時代の要請に応えるために、学校においては児童生徒が自ら学び、自ら考え主体的に判断し行動する能力などの「生きる力」を身につけていくことが重要な課題となっています。

このため、学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる教育環境を整備し、学校と地域とが連携しながら、教職員の創意工夫による教育など、今日的課題に対応しながら特色ある教育活動を推進していく必要があります。

個別事業&今後の取り組み

・教育相談事業

心の教室相談員を中学校に配置し、いじめや不登校への対応、問題行動等の未然防止に向け、教師との連携充実を図っていきます。また、教育相談員による相談事業も併せて実施します。

・生徒指導の充実

関係機関との連携をより一層図り、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行います。

・学校評議員制度

学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の情報等を提供するなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。

- ・地域教育資源の活用

各学校それぞれの地域の自然環境を教育に取り入れ、また、総合的な学習の時間などに外部講師等の人材を活用するなど、地域の特色を活かした魅力ある教育活動を推進します。

- ・道徳教育の充実

道徳の時間では、「心のノート」や副読本を活用しながら指導の充実を図るとともに、他の教育活動においても豊かな人間性の育成に努めます。

- ・情報教育機器の活用

各学校に設置のコンピュータを様々な教育活動で活用し、情報機器操作や活用の習熟を図ります。

- ・教職員の研修

教職員の資質向上を図るため、校内外における研修機会の確保に努めます。

- ・幼児教育の支援

幼稚園に対し教育の向上発展を図るための支援を行っており、幼児教育の充実に努めます。

- ・国際理解教育の推進

国際化の流れに対応するために、外国語青年招致事業（JETプログラム）を活用し、外国語及び異文化に触れる機会の提供に努めます。

4 - 1 子どもの交通安全を確保する活動の推進

【現状と課題】

本町における交通死亡事故は平成10年9月以来、これまでの取り組みにより発生しておらず、平成16年12月末現在で交通事故死ゼロ2,294日を達成しています。

しかし、本町には100万人が利用する旭川空港の主要な路線となっている道道2路線が交差しており交通量も増加していることから、町内における交通事故発生件数並びに子どもの交通事故発生件数については増加する傾向にあります。

また、子どもの交通事故については幼児及び小学生等の自転車や自動車同乗中の事故が多く、特に自転車の安全な乗り方の指導やチャイルドシートの普及に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

こうしたことから今後とも関係機関や団体との連携を図りながら、保護者に対する交通安全意識の高揚や各保育園・幼稚園・小学校等の児童に対する交通安全教育を推進するとともに、路面標示や交通標識、信号機等の交通安全施設の整備促進など交通安全対策を推進します。

本町における子どもの交通事故発生件数

(毎年1月～12月 単位:人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
幼児			2		5
小学生	1	2	1	5	1
中学生					1
高校生					
小計	1	2	3	5	7
町内事故発生件数	26	50	39	46	48
割合(%)	3.8	4.0	7.7	10.9	14.6

(上川支庁交通事故統計分析表より)

個別事業&今後の取り組み

- ・幼児や小学生を対象とした交通安全教室等の実施

各保育園・幼稚園・小学校において、安全な歩行や自転車の乗り方等についての交通安全教室を実施するとともに、4月に新入学児童に対する交通安全啓発・指導を関係機関・団体と連携しながら実施します。

- ・交通安全街頭指導の実施

毎月1・15日の「交通安全日」をはじめ、毎日の児童生徒の登校時や各種行事などにおいて、交通指導員等による街頭啓発・指導を行います。

- ・交通安全意識の啓発活動

各期別交通安全運動に合せ町民の意識の高揚を図るため、町広報紙に記事の掲載やパンフレット等を折り込むとともに、交通安全キャンペーンを関係機関・団体と連携しながら実施します。

- ・交通安全施設の整備

スクールゾーンなどの路面表示や交通標識、信号機等の整備促進に努めます。

4 - 2 防犯活動の推進

【現状と課題】

近年、「不審者から声をかけられた」、「変質者が出没した」などの事例があることから、関係機関が連携を密にし、迅速な対応ができる体制づくりに努めます。

各地域においては、「子ども110番の家」など、子どもを守る取組みも広がってきており、今後も地域ぐるみで地域の子どもの安全を守るための取組みを推進します。

また、犯罪を少しでも抑止するためには、犯罪情報等の提供や巡視パトロールが必要となってきます。これらの体制を確立することにより、防犯・安全の確保に努めます。

個別事業&今後の取り組み

・防犯協会活動推進事業

安全活動の推進、広報啓発活動の推進等の防犯活動を行っており、今後も支援します。

・「子ども110番の家」サポートハウス

子どもが不審者等から声をかけられたりした場合に、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」があり、今後も取組みを拡充するとともに、活動を支援します。

・地域安全ニュースの配布

警察との連携のもと、犯罪などの定期的な情報提供を推進するため、旭川東地区防犯協会連合会が発行する地域安全ニュース（最近の犯罪事例や地域のドロボウ発生状況）を毎月、町広報に折り込みます。

・防犯パトロール

町防犯指導部の協力により、町内の定期巡視パトロールを実施します。また、催事の際は防犯指導部、生徒指導連絡協議会、青少年補導員が連携し巡視パトロールを実施します。

4 - 3 安全な道路交通環境の確保

【現状と課題】

子どもや乳幼児連れの親などが安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やうるおいのある快適な歩行空間を作ることが必要です。

本町では、町総合計画に基づき、利用者が安全・安心・利便や快適性などの面に魅力を感じて利用してもらえよう道路の整備を図っています。

今後は、子どもや子育て家庭などが、安全で安心して利用できるような広い歩道の設置などの環境整備に努め、利便性ととも、やさしさ、ゆとり、美しさといった快適性をもつ道路整備を推進する必要があります。

個別事業及び今後の取り組み

・歩道整備事業

自転車や乳母車など利用する子どもや親子などが、安心して移動できる歩道空間を確保するため、幅が広く、見通しも良く、段差や勾配の緩和及び解消など、安全な歩道の整備を進めます。

歩道舗装や縁石などの破損の補修を進め、利用者の安全を図ります。

・道路整備事業

子どもや子育て家庭など、あらゆる人たちが安心して外出できる道路空間を確保するため、生活基盤道路などの整備を進めます。

老朽化した道路について、歩道の拡幅やバリアフリーを考慮して、コミュニティ道路の整備を検討していきます。

・スクールゾーンの設置

適切かつ効果的な交通規制が行われるよう公安委員会等と協議していきます。

4 - 4 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

本町においては緑地や近隣公園、街区公園のほか、ひがしかぐら森林公園等を計画的に整備してきており、地域住民の日常的な憩いと安らぎの場として、また、子どもたちの遊び場として利用されています。

子どもたちが安全で安心して利用できるようにするためには、既存の遊具等の点検・補修や地域住民と協力しながら日常的な清掃等に努めるとともに、必要に応じて新たな公園等施設の整備を進める必要があります。

今後、施設を整備するにあたっては子育て中の親や子どもの視点に立った施設のあり方を検討するとともに、引き続き、子どもの日常生活圏における犯罪や事故を未然に防止する観点から街路灯の設置についても検討していく必要があります。

本町における緑地・公園の整備状況			
(平成16年12月末現在)			
公園名	面積 (ha)	公園名	面積 (ha)
緑町公園	0.08	義経公園	2.30
新町公園	0.09	ひじり野公園	2.10
ひまわり公園	0.20	新栄緑地	2.10
すみれ公園	0.20	ひじり野西緑地	0.21
北町公園	0.21	かつら団地公園	0.19
すずらん公園	0.23	寿団地公園	0.04
あさがお公園	0.23	栄町団地公園	0.11
あじさい公園	0.29	ふれあいの道	0.20
南町公園	0.10	東聖団地通公園	0.42
さくら町公園	0.09	合 計	9.39

個別事業&今後の取り組み

・緑地・公園等の整備

子どもの身近な遊び場として、子育て中の親や子どもの視点に立った緑地・公園等の整備を進めるとともに、既存遊具等施設の欠損箇所や危険性について点検し、地域住民と協力しながら維持・管理に努めます。

・街路灯の設置

子どもの犯罪や事故を未然に防止する観点から、必要な箇所に街路灯を設置及び維持・管理に努めます。

5 - 1 多様な体験機会の拡大

【現状と課題】

完全学校週5日制が実施され、子供たちが家庭や地域で過ごす時間的比重は確実に高まっている中、体験重視型の少年教室などの学習や基礎的なスポーツ活動の機会が提供されているとともに、地域を基盤とした子ども会やスポーツ少年団などの団体活動の促進と支援に努めています。

社会の急激な変化に伴う少年の生活・自然体験の減少が指摘されている中、様々な体験活動の充実が課題となっています。

したがって、スポーツやボランティア活動など同じ目的や興味・関心を持つ子どもたちのサークル化をはじめ、既存の団体活動の立て直しや活性化を促進するとともに、多様な直接体験活動の機会の充実に努める必要があります。

【個別事業&今後の取り組み】

・チャレンジクラブの開設・ジュニアリーダー研修会

放課後における生活体験や活動体験の機会の拡充に努め、文化やスポーツ、ボランティア活動など、同じ目的や興味・関心をもつ子どもたちの活動を支援し、地域活動に積極的に取り組める環境づくりに努めます。

・自然観察講座

身近な自然を活用した体験活動を通し、親と子が共に親しむ機会の提供に努めます。

・少年ミニ体験留学事業・サケ飼育観察放流事業

青少年の豊かな人間形成を目指す学習機会の提供に努めます。

- ・ 伝承体験教室・全町かるた大会

高齢者のもつ経験や知恵を学びながら世代間の交流を深め、文化の継承など体験活動できる機会の提供に努めます。

- ・ 各種スポーツ大会 / 教室の開催・世代間交流スポーツ行事

スポーツ活動をより生活に根ざしたものにするために、住民のニーズに合わせた各種スポーツ大会やスポーツ教室を充実させ、豊かなスポーツライフを側面から支えます。

5 - 2 子どもの活動を支援する環境の整備

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには、地域の人たちとのふれあい・交流が欠かせないことは言うまでもありません。また、子ども期は、人格の基礎を形成する時期であるとともに、今後の人生を左右すべき大切な時期でもあることから、地域全体で温かく見守り、応援していくという環境づくりが大切です。

このため、子どもの育成にかかわる家庭・学校・地域の連携を強化するとともに、それぞれの役割を再確認し、その育成機能を向上させていきます。

また、地域での児童の健全育成を図るためにも、その基本となる少年団活動や子ども会活動などへの支援や、地域における青少年のリーダー育成や指導者の養成についても支援していきます。

【個別事業&今後の取り組み】

・少年団活動への支援・子ども会活動への支援

地域の指導者・学校と連携し、地域を中心とした子ども会やスポーツ少年団などの団体活動の育成・支援・組織体制づくりに努めます。

・絵本読み聞かせ活動の促進・ブックスタート事業

新しい学習体系に合わせて子どもの読書力向上を図るために、絵本の読み聞かせなど普及活動の拡充に努めます。

・総合型地域スポーツクラブの育成・支援

生涯にわたり日常的なスポーツライフを実現するために、気軽に活動しスポーツの楽しさを誰もが味わえる「総合型地域スポーツクラブ」の育成及び普及・定着を図ります。

策定までの流れ

年 月	北海道	東神楽町	住 民
H16年4月		<p>第1回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の進め方、ニーズ調査内容の精査 	
		<p>ニーズ調査の実施 推計ニーズの抽出</p> <p>アンケート調査 就学前児童の全保護者 小学生児童の全保護者</p> <p>現状の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口推計 ・子育て支援の現状 ・課題の分析 	
H16年7月		<p>第2回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果報告、基本方針・重点課題の検討 	
H16年8月	定量的 目標数値	<p>行動計画素案策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策の検討 ・数量目標の設定 ・庁内検討会の開催 	
H17年2月		<p>第3回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の確認・修正 	
		<p>(仮)東神楽町次世代育成支援地域行動計画</p>	
H17年3月		報告書印刷	公表

東神楽町地域行動計画策定委員会名簿

氏名	所属団体等・役職	備考
佐藤 肇	東神楽校長会(会長)	
古市 豊	東神楽連合PTA(会長)	
廣瀬昌子	東聖児童クラブ保護者会(会長)	
那須美範	中央児童クラブ保護者会(会長)	
仙座 聖	東聖保育園父母の会(会長)	
金田修一	中央保育園父母の会(会長)	
渡辺 毅	東神楽幼稚園父母の会(会長)	
松山洋子	こばと幼稚園父母の会(会長)	
八鍬徳子	母子通園センター父母の会(会長)	
原田俊也	社会教育委員(委員長)	
三井節子	主任児童委員	
佐々木真弓	主任児童委員	
岡部博年	社会福祉協議会(副会長)	委員長
佐々嘉男	社会福祉協議会(児童福祉部会)	
常本幸治	学識経験者	
事務局		
小原勝雄	住民福祉課長	事務局長
高橋光浩	住民福祉課補佐	次長
佐藤真弘	住民福祉課社会係長	
小畑大輔	住民福祉課福祉係長	

すてきな笑顔と花のまち



ひがしかぐら

北海道東神楽町 住民福祉課

〒071 - 1592

北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL : 0166-83-5430 FAX : 0166-83-4280